

GREEN×EXPO 2027 広報チラシの掲示について【掲示依頼】

1 事業の趣旨

このたび、GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）のクリエイターである蛭川実花さんがデザインしました、新しいキービジュアルを用いた広報チラシ（A4サイズ）が完成しました。

GREEN×EXPO 2027 の開催に向けて、市民の皆様と共に機運を高めるため、新しい広報チラシを自治会町内会の掲示板に掲出していただきますようお願いいたします。

なお、当該キービジュアルを用いたポスターは、区役所、市民利用施設をはじめ、市内各所で順次掲示する予定です。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で周知をお願いします。

【単位会長】単位自治会町内会あて掲示物を送付します。

掲示についてご協力をお願いします。

※以前に掲示を依頼しました旧チラシが掲示板に残っている場合は、処分していただきますようお願いいたします。

3 広報チラシの掲示期間等

広報チラシの到着後、2か月程度（6月末まで）の掲示をお願いします。

※掲示板の空き状況等により御無理のない範囲で御協力をお願いします。

※各区の区連会で、掲示期間について個別ルールがある場合は、状況に応じて御対応ください。

※屋外掲示板によるチラシの劣化が想定されます。大変お手数ですが、依頼掲示期間後の6月末になりましたら、処分していただきますようお願いいたします。



EXPO
2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会

開催期間：2027年3月19日(金) - 9月26日(日)

開催地：神奈川県横浜市

主催：公益社団法人
2027年国際園芸博覧会協会



GREEN×EXPO 2027 の進捗状況について（情報提供）

平素より、「GREEN×EXPO 2027」の開催に向けたご支援ご協力を賜り、誠にありがとうございます。直近の進捗状況について、情報提供します。

1 お願いしたいこと

【区 連 長】 ご承知おきください。

【地区連長】 地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】 単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

2 「GREEN×EXPO 2027」とは

- ・私たちの生活に大きな影響をもたらす気候変動に着目した、環境と共生し市民の皆様と共につくる、「環共」をテーマとする日本で初めての国際博覧会です。
- ・自然・人・社会が共に持続するために、地球の限界や脱炭素社会を見据え、「人々の環境への意識や行動は 2027 年の横浜から変わった」と言われるよう準備を進めていきます。
- ・気候変動などの世界的な課題に対し、“自然の力”、“グリーンの力”で課題を解決し、環境にやさしい未来の暮らしを考え、横浜から世界に発信することが、博覧会のテーマである「幸せを創る明日の風景」につながっていきます。

3 現在の会場計画（案）

瀬谷区・旭区にまたがる上瀬谷の広大な里山を舞台に、起伏のある地形や川の源流などの自然を生かし、市民や企業が出展する5つの「Village（ビレッジ）」と、花や緑の美しい風景が楽しめる3つの「ゾーン」を設けます。





Urban GX Village

脱炭素社会を目指して新たな技術を導入した未来の都市像を体感できます。



Craft Village

自然と共に生きる知恵と技が込められた、日本の伝統産業などの温故知新を体感できます。



Farm & Food Village

健康を支える食と農が共存した生活と、その豊かさを実感できます。



Kids Village

これからの地球を生きる子どもたちが、遊びを通じて自然の大切さを学べます。



SATOYAMA Village

日本の原風景である里山を体感し、生物多様性の価値を再認識します。

※今後の調整状況により変更となる場合があります。

4 公式マスコットキャラクターのデザイン発表



開催3年前となる3月19日に公式マスコットキャラクターのデザインを発表しました。6月に名前の発表が行われる予定です。

担当：脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
連絡先：Tel 671-4627
メール：da-greenexpo@city.yokohama.jp

各地区連合町内会長 様

みどり環境局公園緑地管理課長

横浜市の公園を禁煙にすることへの市民意見募集実施について【情報提供】

1 事業の趣旨

受動喫煙対策の取組として横浜市公園条例に「禁煙」を含め、「公園内禁煙化」を検討しております。検討にあたりパブリックコメントを実施いたしますので、情報提供いたします。

2 パブリックコメントの概要

(1) 募集期間

令和 6 年 4 月 18 日(木曜日)から令和 6 年 5 月 31 日(金曜日)まで



(2) 提出方法

①ご意見受付フォーム

横浜市電子申請・届出システム

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/dc2140c5-6a43-4f43-b7d0-44b5b519a9f4/start>

※メンテナンス時間中（不定期）はご利用いただけません。



②リーフレット付属のハガキによる郵送（切手不要）

各区役所、横浜市役所などで配布しています。概要版リーフレットのハガキを切り取ってお送りください。（概要版リーフレットのハガキを使用する場合は、切手不要。当日消印有効。）

③FAX

045-550-3916

④電子メール

mk-koenkanri@city.yokohama.lg.jp

メールの件名には「公園禁煙化意見」と書いてください

（※電話によるご意見は受け付けておりません。）

⑤持参

受付時間 8時45分から17時まで

みどり環境局公園緑地管理課
担当 関本、井上、入本
電話 045-671-2642 /FAX 045-550-3916
メール mk-koenkanri@city.yokohama.lg.jp

『公園のまち ヨコハマ』

横浜には地域に身近な公園から大規模な公園まで、約2,700か所もの多彩な公園があり、特に、子育て世代も多く集う身近な公園の数は、政令市のなかで全国一位の数となっています。横浜市では、「公園のまち ヨコハマ」として、市民の皆様にご利用いただけるよう、インクルーシブな公園づくりや子どもログハウスのリノベーション、受動喫煙対策などの子育て環境の充実や、地域の活性化につながる集客イベントの実施など様々な取組を進めていきます。



▲集客イベントによる賑わいの創出



▲インクルーシブな公園づくり



▲子どもログハウスのリノベーション

横浜市の公園を 禁煙にすることについて みなさんのご意見をお聞かせください

「子育てしたいまち 次世代を共に育むまち ヨコハマ」を目指し、子どもたちが安全に安心して遊べる環境を確保するため、横浜市公園条例の中に、公園における禁止行為として、「喫煙」を追加することを、公園における受動喫煙対策の方向性として取りまとめました。



ご意見は
こちらから

切り取り

郵便はがき

料金受取人払郵便

横浜港局
承認

2 3 1 - 8 7 9 0

0 0 5

このハガキは使用できません

差出 令和6年5月31日まで (切手不要)
横浜市中央区本町6丁目50番地の10
みどり環境局 公園緑地管理課 行



属性等をご記入ください

【属性】 個人(住民) その他(事業者等)

【住所】 横浜市 _____ 区 横浜市内外

【年代】 ~9歳 10歳代 20歳代
 30歳代 40歳代 50歳代
 60歳代 70歳代 80歳代~

※その他(事業者等)とお答えの方は年代のご記入は不要です。

【公園の利用頻度】

週1回以上 週1回未満~月1回以上
 月1回未満~年1回以上 年1回未満

※その他(事業者等)とお答えの方は利用頻度のご記入は不要です。

横浜市の公園を禁煙にすることについて
ご意見をお聞かせください。
募集締切 令和6年5月31日(金)まで

応募方法

次のいずれかの方法でご意見をお寄せください。

- ①はがき(左のはがきを切り取り、ご使用ください。)
(切手不要 当日消印有効)
- ②FAX: 045-550-3916 みどり環境局公園緑地管理課あて
- ③電子メール: mk-koenkanri@city.yokohama.lg.jp
- ④持参: 受付時間 8時45分から17時まで
- ⑤インターネット入力フォーム
スマートフォンで回答される方は下記QRコードからアクセスできます。
パソコンで回答される方は、下記よりアクセスください。
<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/b56497b8-4650-4df5-adce-124b111ffed/start>

お問合せ

みどり環境局 公園緑地管理課
電話番号: 045-671-2642



注意事項

- ・ご意見への個別の回答は行いません。また、ご意見を正確に把握する必要があるため、電話でのご意見の受付はいたしません。
- ・ご意見の提出に伴い取得した個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」に従い適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。



1 これまでの経過

(1) アンケート調査(令和5年7月から8月)の結果概要

- ・「公園を利用している際に喫煙で迷惑と感じたことがあるか」の問いについては、「よくある」、「たまにある」を選択したのが、eアンケートでは約6割、子育て世代では約8割、公園愛護会では約5割となりました。
- ・「公園内での喫煙について、どのようなことが迷惑と感じたか」の問いについては、eアンケートと子育て世代では「たばこの煙やにおい」と「吸い殻のポイ捨て」が、公園愛護会では「吸い殻のポイ捨て」が、特に多く選択されました。
- ・「自由意見」では、公園で何らかの受動喫煙対策を求める意見が多く寄せられました。

(2) 一部公園での禁煙の試行実施(令和5年10月から11月)の結果概要

ア 禁煙の試行結果

- ・駅前に立地する藤が丘駅前公園や天王町駅前公園では、一定数の喫煙がありました。
- ・天王町駅前公園では、試行中の喫煙者の数が大幅に減少しました。禁煙を周知した効果が一定程度あったものと推察されます。

イ 現地アンケート調査結果

- ・「公園を利用している際に喫煙で迷惑と感じたことがあるか」の問いについて、「よくある」、「たまにある」の回答割合が高かったのは、藤が丘駅前公園で5割を超える結果となりました。
- ・従前から喫煙者が少ないこども自然公園では「ほとんどない」、「ない」の回答割合が8割を超える結果となりました。
- ・「自由意見」では、公園で何らかの受動喫煙対策を求める意見が多く寄せられました。

2 受動喫煙対策のため、公園内喫煙禁止を条例で明記することが必要な理由

- ・アンケートの結果から多くの方が公園で何らかの受動喫煙対策を求めていること。
- ・駅前に立地する公園では、一定数の喫煙がありましたが、試行中に喫煙者の数が大幅に減少した公園もあり、禁煙を周知した効果が一定程度あったものと推察されること。
- ・改正健康増進法では特定施設以外の屋外については喫煙者の周囲への配慮義務までではなく、実効性が担保できないこと。
- ・条例で、禁止事項として喫煙を明文化することで、分かりやすい形で周知、誘導できること。



▲ 試行中のアンケート調査の様子 ▲

3 横浜市公園条例改正の考え方

横浜市公園条例を改正し、市立公園内において禁止する行為として「喫煙」を加えます。

(行為の禁止)

第5条 何人も公園において次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第6条第1項本文若しくは第2項本文又は第7条第2項の規定に基づく許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 鳥、獣の類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (2) 竹木を伐採し、若しくは植物を採取し、又はこれらを傷つけること。
- (3) ごみその他の汚物を捨て、その他不衛生な行為をすること。
- (4) 土地を掘りおこし、土石の類を採集し、その他土地の形質を変更すること。
- (5) 公園内の土地及び物件を傷つけ、若しくは汚し、又は原状を変更すること。
- (6) 公園に居住すること。
- (7) 工作物を設けること。
- (8) 土石、木材等の物件をたい積すること。
- (9) 広告物を掲げ、又は散布すること。
- (10) **喫煙(健康増進法(平成14年法律第103号)第28条第2号に規定する喫煙をいう。)をすること。**
- (11) 危険のおそれのある行為又は他人の迷惑となるような行為をすること。
- (12) 前各号のほか、公園の利用及び管理に支障のある行為をすること。

※公園で許可なく禁止行為を行った場合には5万円以下の過料に処される対象になります。

切り取り

回答欄

募集締切 令和6年5月31日(金)まで

横浜市の公園を禁煙とすることとし、横浜市公園条例の禁止行為に喫煙を加えることについてご意見をお聞かせください。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....



▲ 試行中の公園の様子

初期消火器具設置費用の一部補助について

1 事業の趣旨

消防局では、自治会町内会が初期消火器具を設置・更新（器材全て又は一部）する費用の一部を補助する事業を行っており、この度、補助金交付申請の受付を開始します。

初期消火器具とは？

初期消火器具には、初期消火箱（固定式）とスタンドパイプ式初期消火器具（可搬式）の2種類があり、消防車が進入できない道路狭隘地域等においても、市民の皆さまが消火栓にホースを直接接続し、有効な初期消火活動を行うことができる消火器具です。特にスタンドパイプ式初期消火器具は機動性に優れ、容易に取り扱うことができます。



初期消火箱（固定式）



スタンドパイプ式
初期消火器具(可搬式)

2 申請要件

下記3つに当てはまる単一の自治会町内会が対象となります。

- (1) 地域に消火栓がある。
- (2) 家屋が密集し、火災が発生した場合に延焼拡大の恐れがある。
- (3) 定期的に訓練を実施できる。

3 申請方法

- (1) 受付期間：令和6年4月1日（月）～9月30日（月）
 - (2) 申請方法：申請書に必要事項を記入の上、最寄りの消防署に御提出をお願い致します。
- ※ 申請書は横浜市ウェブサイトからダウンロード、または最寄りの消防署でお渡しします。



「横浜市 初期消火器具」で検索

4 補助の対象経費

- (1) 初期消火器具の新規設置及び器材全ての更新設置の場合
初期消火器具の整備に要する経費（税込金額）の2/3に相当する額とし、1件あたり20万円を上限とします。
- (2) 初期消火器具の一部更新設置の場合
消防用ホースなど器材の一部の更新や、自治会町内会が所有している初期消火箱の新たな器材（スタンドパイプ・台車）への更新経費（税込金額）の2/3に相当する額とし、1件あたり7万円を上限とします。

5 その他

申請要件や書類等のお問い合わせは、都筑消防署総務・予防課予防係担当者までご連絡ください。

都筑消防署総務・予防課予防係
担当 田中、川波
電話/FAX 045-945 - 0119

自治会町内会館整備について【事業説明】

1 事業の趣旨

令和7年度に自治会町内会館の新築・増築・耐震補強工事・修繕（いずれも補助対象経費100万円以上）を行うご意向がある自治会町内会より、令和7年度予算編成に向けた事前申出を募集します。なお、予算には上限がありますので、予算の範囲内で対象となる自治会町内会を決定する予定です。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

（地区連合町内会館も対象となります）

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、ご検討ください。

ご意向がある場合、区役所に必要書類をご提出してください。

3 制度について

（1）制度概要

別添のパンフレット『自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内』をご参照ください。制度の詳細は、横浜市ホームページにも掲載しております。以下の二次元バーコードよりアクセスください。



（2）令和6年度の変更点

- ・補助上限額の引上げ

近年の物価高騰等の影響を踏まえ、補助上限額を見直しました。

整備の種類	補助率	現行制度 補助限度額	引上げ後 補助限度額
新築・購入	1/2	99,000円/㎡ かつ 1,200万円	125,000円/㎡ かつ 1,500万円
特殊基礎工事	1/2	300万円	300万円
エレベータ設置工事費	1/2	300万円	300万円
増築	1/2	500万円	630万円
耐震補強工事	1/2	300万円	380万円
修繕	1/2	200万円	250万円

- ・補助金の「前金払い」制度を創設

より活用しやすい補助制度とするため、補助金の前金払いを可能としました。

4 事前申出の提出

【申込方法】 各区役所地域振興課へ必要書類を提出

必要書類については、区役所地域振興課へお問い合わせください。

【申込期限】 区役所の指定する日（令和6年7月頃の予定）

【都筑区締切】

事前連絡期限：令和6年7月5日（金）

必要書類提出期限：令和6年7月26日（金）

※令和7年度の予算が確定し、補助申請を受け付ける自治会町内会が決定されるのは、令和7年3月末頃の予定です。

5 その他

- (1) 風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合には、事前申出の有無に関わらず、各区役所地域振興課へご相談ください（り災の証明等、別途要件があります）。
- (2) 公園集会所の整備の場合は、区役所へお申し出をいただく前に、みどり環境局公園緑地管理課及び土木事務所と調整が必要になります。
- (3) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金（LED照明器具や省エネエアコンなどの整備導入における補助制度）とは別事業になります。

市民局地域活動推進課
担当 松永、石栗、高橋、渡邊
電話 045-671-2317 / FAX 045-664-0734
メール sh-jichikai@city.yokohama.jp

(都筑区会館整備事前連絡先)

都筑区地域振興課 電話 948-2231

自治会町内会館整備のための補助制度等のご案内

令和6年4月

自治会町内会活動や共助による減災に向けた取組の拠点となる、自治会町内会館の整備に対する補助制度や融資制度の概要について、ご案内します。自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金とは異なる制度ですのでご注意ください。

◆ 補助制度について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

1 補助対象

次の全ての項目に該当するときに、自治会町内会館の整備に対する補助を利用することができます。ただし、この補助制度で補助を受けた自治会町内会は、補助を受けてから5年間は、特別な理由がある場合を除き、補助申請することはできません。（修繕を除く）

- (1) 自治会町内会が所有、整備、運営及び利用する施設である
- (2) 地域住民の福祉向上、連帯の増進に寄与する施設である
- (3) 会議及び集会に必要な施設を備えている
- (4) 建築基準法その他の法令に適合している
- (5) 会館の整備に対して、総会の議決等による自治会町内会の意思決定がある
- (6) 会館の利用規約等が整備されている
- (7) 補助を受けた会館が他にない
- (8) 会館整備費補助要綱に定める業者数以上の市内事業者(※1)による入札又は見積合わせで最も安価な金額を提示した事業者を選定している（事業者は建設業の許可が必要です。(※2)）
- (9) 補助対象経費が100万円以上の整備である

※1 市内事業者とは、市内に本社がある事業者です。店舗や事務所等だけが市内にあっても該当しませんので、ご注意ください。

具体的には、次のいずれかに該当する事業者です。

- ◎ 横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者
- ◎ 登記簿の本店（又は主たる事務所）の所在地が市内で登記している者
- ◎ 主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記していない団体

※2 申請時に、建設業の許可通知書の写しの提出が必要です。

2 補助内容

整備の種類	補助率	補助限度額	内容
新築・購入	2分の1	1㎡当たり 125,000円 かつ 1,500万円	新たに建物を建設し、又は現在の建物の全部を撤去して新たに建物を建築すること
特殊基礎工事費	2分の1	300万円	地盤・敷地条件により施工する特殊な基礎工事
エレベーター設置工事費	2分の1	300万円	エレベーター設置に伴う工事費
増築	2分の1	630万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
耐震補強工事	2分の1	380万円	耐震診断(※)に基づいて行う工事 (※) 会館整備費補助要綱に基づいた耐震診断
修繕	2分の1	250万円	既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事（機器及び器具の購入のみは含まない） ※風水害等の自然災害により緊急で修繕が必要になった場合は、各区役所地域振興課へご相談ください。

- 新築等で特殊基礎工事を施工する場合、補助限度額とは別に、300万円を限度に特殊基礎工事に要する経費の2分の1を補助します。なお、特殊基礎工事については地質データなどによる審査を行います。
- 新築、増築、修繕で外構工事を施行する場合に、整備の種類ごとの補助限度額内で、100万円を限度に外構工事に要する経費の2分の1を補助します。(新築・購入の場合、1㎡当たりの補助限度額とは別に補助します。)
- 新築、耐震補強工事及び250万円を超える増築については、審査委員会による整備費用の内容審査を行います。
(自治会町内会が整備する公園集会所について補助を受けるには、別途要件があります。詳細は各区役所地域振興課にお問合せください。)

3 申請手続

会館整備の計画については、お早めにご相談ください。

会館整備に関する相談先及び申請書の提出先は、各区役所地域振興課です。

- (1) 整備予定時期の前年度7月頃までに、事前の申出が必要です。
横浜市の予算確定後、整備年度になりましたら補助申請を行い、必ずその年度内に工事完了検査を受けていただきます。
- (2) 補助申請は、会の総意を証する総会の議事録・工事設計書等の必要書類を添付し、工事請負契約前又は売買契約締結前に、自治会町内会の代表者の方が手続きを行ってください。
- (3) 申請された内容について審査し、補助決定を行います。
なお、補助申請時に申請された内容に含まれていない費用については、原則として補助の対象となりません。補助申請後にやむをえず工事内容に変更が生じた場合は、必ず変更部分の工事の着工前にご相談ください。
※変更部分の費用については、補助の対象とならない場合があります。

4 補助金の支払い

工事完了後、現地にて立会い検査(完了検査)を行います。その完了検査結果に基づき所定の手続きを行い、工事請負業者への代金支払い後、補助金の支払いを行います。

なお、工事請負業者への支払いよりも前に補助金を受領する必要がある場合には、前金払いを選択することができます。交付申請の際にお申し出ください。

5 その他

- (1) 区分所有者が管理する集会施設の整備
自治会町内会と区分所有者の団体の構成員がほぼ同じであり、かつ、自治会町内会が使用する施設で、自治会町内会が整備費を負担する場合に限り補助対象とします。
- (2) 他の自治会町内会と合同で整備する場合は、新築・購入の場合に限り、それぞれの団体に補助限度額を適用します。
- (3) 土地付き建物の購入は、建物部分の費用のみが補助対象となります。
- (4) 自然災害等による緊急修繕には一定の要件がありますので、必ずご相談ください。この場合、整備予定時期の前年度7月頃までに求めている、事前の申出は不要です。

6 補助金の返還

次のようなときは、補助金を返還していただきます。

- (1) 詐欺その他不正な手続きにより補助金を受けたとき
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき
- (3) 補助金を受け、整備した建物を第三者に貸与、譲渡、交換または担保に供しようとするとき
- (4) 補助金を受け、整備した建物を会館整備費補助要綱で定める「財産の処分制限期間(※注)」内に処分(解体等)するとき
- (5) その他補助要綱に違反したとき

※注 会館整備費補助要綱で定める財産の処分制限期間は次のとおりです。

- ◎ 整備内容が新築、購入、増築及び耐震補強工事のもの
 - ア 鉄筋コンクリート造の場合・・・50年
 - イ 鉄骨造の場合・・・・・・・・・・30年
 - ウ 木造の場合・・・・・・・・・・24年
- ◎ 整備内容が修繕のもの・・・・・・・・・・建物の構造に関係なく10年

◆ 融資制度について

＜お問い合わせ先：お近くの取扱金融機関＞

横浜市との協定に基づき民間金融機関が融資を実施します。なお、申込にあたっては総会の議決が必要な書類もありますので、融資の利用を計画される場合は、融資内容・申込手続等の詳細について、お早めにこの融資を取り扱っている金融機関にご相談ください。

1 融資を実施する金融機関（取扱金融機関）

株式会社横浜銀行、横浜信用金庫、株式会社神奈川銀行

※公園集会所の整備に係る融資を実施するのは、横浜信用金庫と株式会社神奈川銀行です。

公園集会所の場合、購入は除きます。

※横浜市の会館整備費補助要綱に基づく補助の決定を受けた会館が対象となり、返済期間は10年以内です。

2 申込資格

融資を受けようとする自治会町内会は、次の要件を満たすことが必要です。

- (1) 法人格を有する自治会町内会であること（下記「自治会町内会の法人化」参照）
- (2) 自治会町内会が償還金及び利子の支払い能力があること

3 融資対象の除外

他の金融機関からの借換えを目的とするもの

4 申込人

法人化した自治会町内会の代表者が、取扱金融機関に対して行います。

なお、融資の申込は、自治会町内会が会館に対する市の補助決定を受けた後に行います。

5 連帯保証人・担保

- (1) 原則、自治会町内会の代表者1人を連帯保証人とします。ただし、代表者以外の役員等の自発的な意思に基づく申し出がある場合は、この限りではありません。
- (2) 担保は不要です。

※整備の種類により、融資限度額が異なりますので、詳細は金融機関にお問合せください。

◆ 自治会町内会の法人化

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

自治会町内会館の不動産登記は、団体名義ではなく、役員の個人名などで登記することになります。

団体名義で不動産登記するには自治会町内会の法人化（法人格の取得）が必要です。法人化には、会の規約や構成員名簿の作成など地方自治法に基づく手続が必要です。事前にご相談ください。

◆ 会館用地について

＜お問い合わせ先：区役所地域振興課＞

横浜市では、利用計画がないなどの一定の要件に該当する市有地を、会館を所有していない自治会町内会に有償で貸付を行っています。

貸付を希望される場合は、総会の議決等による自治会町内会の意思決定の書類・建設計画・資金計画の概要などを提出していただき、貸付の適否を判断します。

民有地・市有地にも適地がない場合、公園面積が5,000㎡以上であることなど、一定の条件のもとで公園内に「公園集会所」として設置が認められることがあります。

◆ 区役所地域振興課 連絡先一覧

区役所	電話番号	区役所	電話番号
鶴見区地域振興課	510-1687	金沢区地域振興課	788-7801
神奈川区地域振興課	411-7086	港北区地域振興課	540-2234
西区地域振興課	320-8386	緑区地域振興課	930-2232
中区地域振興課	224-8131	青葉区地域振興課	978-2291
南区地域振興課	341-1235	都筑区地域振興課	948-2231
港南区地域振興課	847-8391	戸塚区地域振興課	866-8413
保土ヶ谷区地域振興課	334-6302	栄区地域振興課	894-8391
旭区地域振興課	954-6091	泉区地域振興課	800-2391
磯子区地域振興課	750-2391	瀬谷区地域振興課	367-5691

横浜市市民局地域活動推進課
045-671-2317

◆ 横浜市ホームページでもご案内しています。

横浜市 町内会館

検索



自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金における訪問アドバイザー派遣及び 補助対象となる会館の拡大について【事業説明】

1 事業の趣旨

3月1日から申請受付を開始した自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金において、省エネ設備の導入検討の際に、建築士が会館に訪問し、設備の導入方法や工事に関するご相談をお受けしています。是非ご活用ください。

また、マンションなどの集合住宅における集会施設（会館として利用している場合）についても補助対象となるよう対象を拡大しましたので、お知らせします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

是非、当補助金の活用をご検討ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。

定例会等で情報提供の上、是非、当補助金の活用をご検討ください。

3 建築士による訪問アドバイザー派遣の概要

省エネ設備（断熱窓や太陽光発電設備等）の導入に関して、どのような設備・工事が必要かなど、建築士が会館等を訪問し、ご相談をお受けします（予約制、無料）。

【訪問アドバイザー派遣 事前連絡先】

一般社団法人 横浜市建築士事務所協会

電 話：045-662-2711

受付時間：平日 9:00～12:00／13:00～16:30

※訪問する建築士は、横浜市が契約をしている事業者です。現地訪問は、調整の上、土・日曜日、祝日も可能

※事前の調整なしに、横浜市の派遣により事業者が訪問することはありません。

※補助金の申請方法や提出書類に関するお問合せは、連絡先が異なります。横浜市住宅供給公社（045-451-7740）へお願いします。

4 補助対象となる会館の拡大

自治会町内会館の実態を踏まえ、多くの団体に補助制度をご利用いただけるよう、例えば、マンションの自治会でそのマンションの集会施設を会館として利用している場合も、補助対象としました。

【裏面に続きます】

【補助対象】

- ① 町内会等が所有する会館
- ② 会館を自己所有していない場合でも、町内会等が会館を借用等し、設備導入費の負担及び電気料金の継続的な支払いを行っている場合
- ③ **今回拡大** マンションなどの集会施設を、町内会等が活動の拠点（会館）として利用し、その集会施設の管理団体（マンション管理組合等）と合同で補助申請する場合(※)

※詳しい要件は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご確認ください。

【自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の概要】

- ・活動の拠点である自治会町内会館等に、省エネ設備等の導入に必要な経費の一部を補助
- ・申請期間：令和6年3月1日（金）～9月30日（月）
- ・補助率・補助上限額

補助メニュー	補助率	補助上限額
LED 照明器具 ※1	2 / 3	60 万円
省エネエアコン	2 / 3	130 万円
断熱窓など 太陽光発電設備 蓄電池	2 / 3	200 万円※2

※1 電球形LEDランプのみの交換も対象

※2 いずれかの実施も可。
(ただし、蓄電池は太陽光発電設備との併用に限る)

詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

また、横浜市 Web ページでは、申請様式もダウンロードできます。

横浜市 会館脱炭素

検索



(市 WEB ページ)

【補助対象などに関するお問合せ・申請窓口】

横浜市住宅供給公社（事務委託先）

電話：045-451-7740

受付時間：平日 9:00～17:00

市民局地域支援部地域活動推進課
担当 松永、高橋、石栗
電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734
Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

お気軽にご相談ください

導入費用の2/3を補助します



LED 照明器具

太陽光発電設備・蓄電池

エアコン

断熱窓など

建築士が、会館を訪問し、 ご相談を伺います

費用：無料 (横浜市委託事業)

会館への訪問は、土・日・祝日も可能

[事前連絡先]

(委託先) 横浜市建築士事務所協会

045-662-2711

[受付時間: 平日 9:00~12:00 / 13:00~16:30]

【相談できる内容】

設備導入の際の工事内容、
付帯工事の有無、注意点
など

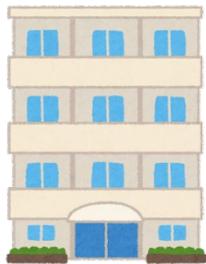
補助金の申請手続きなど 問合せ先

(委託先) 横浜市住宅供給公社

045-451-7740 [受付時間: 平日 9:00~17:00]

補助対象について
聞きたい！
申請方法がわからない…
は、こちらへ

マンションの自治会でも、ご利用できます



例えば、
マンション管理組合が管理する集会室でも、
自治会が、自治会館として利用しており、その自治会とマンション管理組合
の合同の申請をいただいた場合、補助対象とするよう対象を拡大しました。

補助対象となる会館の要件(今回拡大部分)

集合住宅、団地などの集会施設(例:マンション集会室)でも

自治会が
活動の拠点(会館)
として利用

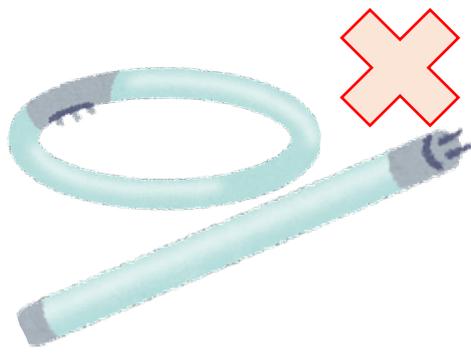
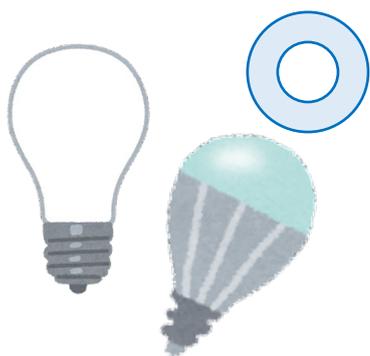
+

マンション等の住民(自治会の会員)で構成する
管理団体(マンション管理組合など)と
合同で補助申請する場合

※申請の際、自治会町内会と施設管理団体(マンション管理組合など)の設備導入に関する意思決定や、
会館としての利用状況などを確認します。

●詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

電球形 LED ランプのみの交換も、対象です



直管型や環形のランプのみ
の交換は補助対象外

※器具ごと交換する場合は
補助対象となります

ぜひ、本補助金のご活用をご検討ください

詳しくは、

横浜市 会館脱炭素

検索



募集案内はこちら

自治会町内会加入促進用リーフレットについて【情報提供】

1 事業の趣旨

子育て世代を主に対象とした自治会町内会加入促進リーフレットを作成しました。

児童が興味を持てるような内容とし、子育て世代の皆様が手に取って読んでいただけるような内容となっています。各自治会町内会におかれては、加入促進にご活用いただきますようお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。加入促進にご活用ください。

3 リーフレットの概要

(1) リーフレット名

「シール付き 自治会町内会はどこ？」

(2) 仕様、デザイン

大きさ：A4 三つ折り

下記写真のとおり



4 その他

各区地域振興課にて在庫を用意しますので、ご利用の際は区役所あてご連絡ください。

(時期により在庫分がなくお待ちいただく場合がありますが、ご了承いただきますようお願いいたします。)

横浜市町内会連合会事務局
(横浜市市民局地域活動推進課)
担当 川口、渡邊
電話 045-671-2317/FAX 045-664-0734
sh-jichikai@city.yokohama.jp

自治会町内会の人たちは
こんな町にしたいと
思っているよ

- ・困っている人がいたら
助けてあげる町
- ・犯罪はんざいが起きない町
- ・地震じしんや台風たいふうの時は
助け合える町



自治会町内会に
加入したほう
がいいの？

自治会町内会の活動に参加すれば
地域の人とつながりができるよ。
だから近所で助け合える人や
知り合いをつくるには、加入して
おくといいよ。



自治会町内会へ加入をお考えの方は、
お住まいの区の区役所地域振興課へ
お問い合わせください。

横浜市 自治会 加入を考える

検索



シール付き

自治会町内会
は
どんなところ？



横浜市町内会連合会

自治会町内会は、

例えばこんな活動をしているよ

シールを使って完成しよう。

見守り活動



夜道に気をつけて
ください

気をつけて
いってらっしゃい



おまつり・運動会



- MENU
- ・わたあめ
 - ・やきそば
 - ・フランクフルト
 - ・ジュース

自治会町内会

ってなに？

今住んでいるところの人が集まって作るグループだよ。自分たちの町を住みやすくするためにいろんな活動をしているよ。

地震がきた時のために

防災訓練に向けて
の話し合い



非常食の用意



令和 5 年度 家庭ごみ収集量の実績（速報値）について

1 家庭ごみ収集量

家庭ごみ収集量

	燃やすごみ	缶・びん・ ペットボトル	プラスチック製 容器包装
令和 5 年度	515,437 トン	53,258 トン	50,256 トン
令和 4 年度	534,545 トン	54,897 トン	52,107 トン
増減	▲19,108 トン (▲3.6%)	▲1,639 トン (▲3.0%)	▲1,852 トン (▲3.6%)

2 お願いしたいこと

【区連長・地区連長】ご承知おきください。

3 令和 6 年度に向けて

日頃から、ごみの減量・リサイクルの推進にご協力いただき、ありがとうございます。

横浜市役所では、市民の皆様が日常生活を安心して送ることができるよう、引き続き着実にごみの収集・運搬・処理・処分を実施してまいります。

また、令和 6 年 1 月に新たな一般廃棄物処理基本計画「ヨコハマ プラ 5.3 (ごみ) 計画」を策定しました。計画に基づきプラスチックごみの分別・リサイクル拡大を、令和 6 年 10 月に 9 区で、令和 7 年 4 月からは全 18 区で実施します。実施に向けて市民の皆様が新たな分別ルールに取り組んでもらえるよう説明会を実施していきます。

ごみに関してお困りごとがありましたら、お近くの収集事務所までご相談ください。

令和 6 年 10 月 先行実施区		
中区	港南区	旭区
磯子区	金沢区	戸塚区
栄区	泉区	瀬谷区
令和 7 年 4 月 実施区		
鶴見区	神奈川区	西区
南区	保土ヶ谷区	港北区
緑区	青葉区	都筑区



担 当：資源循環局政策調整課
 電 話：6 7 1 - 2 5 0 3
 F A X：5 5 0 - 4 2 3 9
 Eメール：sj-seisaku@city.yokohama.jp

区連会 4 月定例会説明資料

令和 6 年 4 月 19 日

都筑区総務課

都筑区自治会町内会
会長

総務課長

緊急時情報伝達システムの運用に伴う連絡先登録・変更・削除の依頼について

日ごろから、本市並びに都筑区の災害対策について御理解と御支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

都筑区では、災害発生時に防災に関する情報やその他伝達すべき情報について、自治会町内会長等に提供するとともに、会長等からの情報を迅速に集約することを目的に、「緊急時情報伝達システム」を平成 28 年度に導入しました。

現在、主に連合町内会自治会会長及び自治会町内会会長に電話番号を御登録いただいておりますが、新規登録や、会長の交代等による登録者の変更などございましたら、別添様式の御提出をお願いいたします。

1 システムの特徴

(1) 一斉伝達

ア 身近な情報伝達手段である「電話」を活用して、メールやインターネットを利用しない方にも一斉に情報を伝達します。

イ 特別な機器や操作は不要です。(固定電話、携帯電話)

ウ 区本部（区総務課）から、御登録いただいた電話に自動音声（※）により情報を伝達します。

※自動音声イメージは、資料 1 参照

(2) 一斉集約

区本部（区総務課）では、発信後の受信状況や、プッシュボタンを活用して得た受信者からの情報を把握、集約します。

(3) その他

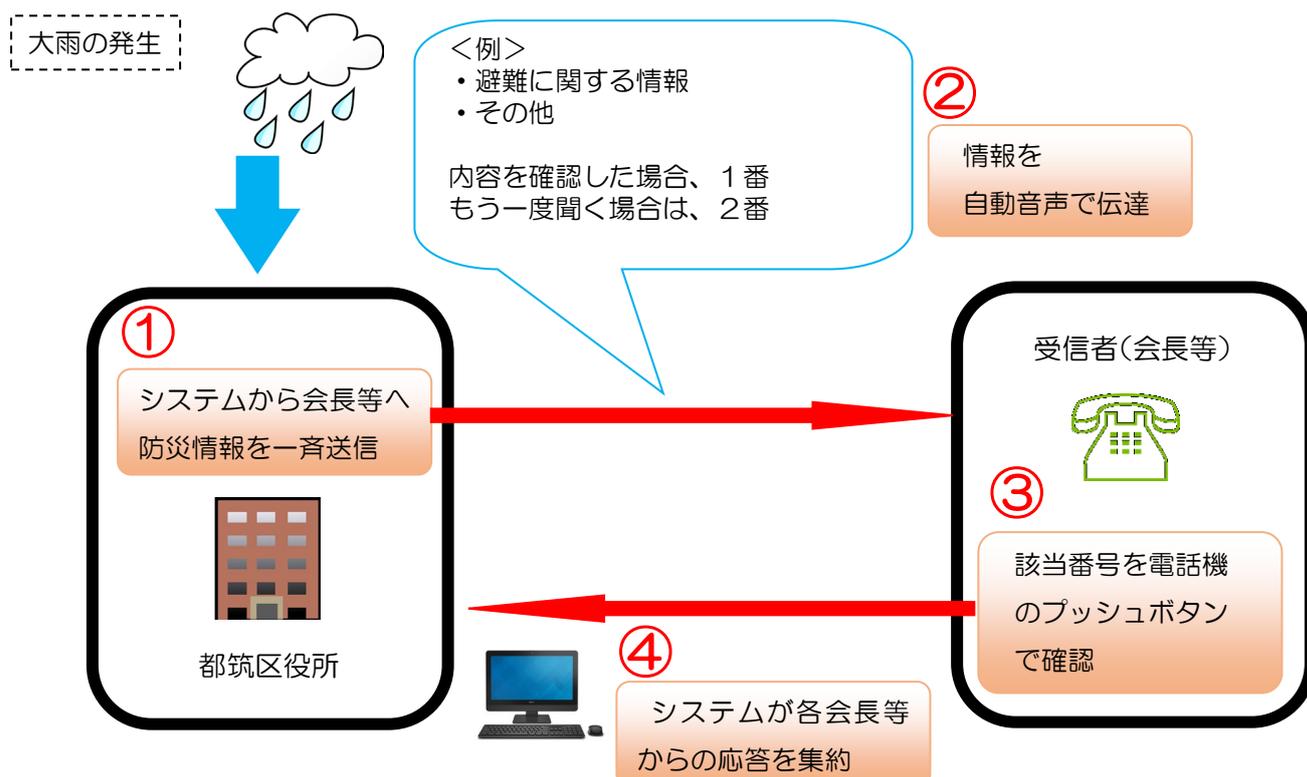
登録者は電話に出ることができなかった場合、システムの番号に電話を掛け直すと、発信された情報を聞くことができます。

なお、掛け直すことによる通話料は発生しません。

2 システムにより伝達（集約）する情報

種別	情報伝達（集約）する内容
避難に関する情報	高齢者等避難、避難指示、避難所開設の情報
その他	自治会町内会長へ直接伝達すべき情報

3 システムの概要



※ 電話に出ることができなかった場合
システムの番号に電話を掛け直すと、発信された情報を聞くことができます。

4 登録者（受信者）の対応について

登録者が、システムにより得られた情報を自治会町内会員等に周知することについては任意とします。

担当	都筑区役所総務課 兼重、野崎
電話	948-2212
FAX	948-2208
メール	tz-bousai@city.yokohama.jp

緊急時情報伝達システム 自動音声イメージ

(事象)	土砂災害警戒情報に伴う避難指示（即時避難）の場合
オープニング	「こちらは都筑区役所です。」
着信確認	「まずはじめに、#（シャープ）を押してください。」
メイン	<p>「横浜市北部に土砂災害警戒情報が発表されたため、令和〇年〇月〇日〇時〇分、都筑区〇〇町の一部、〇〇町の一部に避難指示を発令しました。</p> <p>なお避難場所として、〇〇小学校と〇〇小学校を開設しています。</p> <p>引き続き、今後の気象情報に注意してください。」</p>
内容確認	「内容を確認できた方は1を押してください。」
エンディング	「以上、都筑区役所からのお知らせでした。」

緊急時情報伝達システム 電話番号登録・変更・削除届

年 月 日

連合町内会自治会名	
自治会町内会名	
役職	
氏名	
<u>(変更の場合は、前任者の氏名もご記載ください。)</u>	
自宅・携帯電話 ※お電話の繋がりやすい番号をご記入ください。	
備考	

○個人情報の取扱い

「都筑区緊急時情報伝達システム」の登録により収集しました電話番号等の個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、当該システムの利用目的に限って利用します。

登録：新規登録を行う場合（変更の場合を除く）

変更：前会長等が登録しており、役員交代等により登録者の変更を行う場合

削除：登録を削除する場合

担当	都筑区役所総務課 兼重・野崎
電話	948-2212
FAX	948-2208
メール	tz-bousai@city.yokohama.jp

緊急時情報伝達システム 電話番号登録・**変更**・削除届

年 月 日

連合町内会自治会名	横浜市役所連合町内会
自治会町内会名	都筑区役所総務課自治会
役職	自治会長
氏名	都筑 太郎
<small>(変更の場合は、前任者の氏名も記載ください。)</small>	前任者：都筑 花子 (自治会の防災担当)
自宅・ 携帯電話 ※お電話の繋がりやすい番号を ご記入ください。	0 9 0 - ○ ○ ○ - ○ ○ ○ ○
備考	

○個人情報の取扱い

「都筑区緊急時情報伝達システム」の登録により収集しました電話番号等の個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、当該システムの利用目的に限って利用します。

登録：新規登録を行う場合（変更の場合を除く）

変更：前会長等が登録しており、役員交代等により登録者の変更を行う場合

削除：登録を削除する場合

担当	都筑区役所総務課 兼重・野崎
電話	9 4 8 - 2 2 1 2
FAX	9 4 8 - 2 2 0 8
メール	tz-bousai@city.yokohama.jp

区連会 4 月定例会説明資料
令和 6 年 4 月 19 日
都筑区総務課

連合町内会自治会長・自治会町内会長様
システム登録者様

緊急時情報伝達システム 受伝達訓練のお知らせ

災害時等に迅速かつ的確な情報の受伝達を行うための、緊急時情報伝達システムによる受伝達訓練を次の日程で行います。

令和6年6月7日(金)

午前 10 時 00 分

対象：登録者 169 名（令和6年4月1日現在）

対応手順

事前に御登録いただいた電話番号に情報が配信されますので、音声メッセージを確認の上
プッシュボタンで御回答ください。

注意事項

訓練の際には、下記の2つの電話番号のうち、いずれかの番号から発信しますので、メッセージを確認した上で御回答ください。

なお、回答できなかった方は、着信履歴の番号に折り返し発信していただき御回答ください。

電話 050-3187-7700 または 050-3187-8780

非通知設定をされている方は上記番号の前に「186」を付けて発信してください。

担当 都筑区役所総務課
兼重、野崎
電話 948-2212
FAX 948-2208



区連会 4月定例会説明資料
令和6年4月19日
都筑区福祉保健課

都筑区災害時要援護者支援事業補助金 令和6年度申請及び令和5年度精算のご案内について

都筑区では、災害時要援護者支援事業「つづき そなえ」について、各地区の取組を支援するため、補助金を交付しております。

つきましては、令和6年度に事業を実施する地区からの補助金の申請及び、令和5年度に交付した補助金の精算についてご案内いたします。

1 令和6年度補助金の申請について

令和6年度の補助金を申請される地区につきましては、次のとおり申請手続きをお願いいたします。

(1) 申請書提出期限

令和6年6月28日（金）

(2) 提出先

都筑区役所福祉保健課事業企画担当 (tz-tifuku@city.yokohama.jp)

(3) 提出書類

- ア 都筑区災害時要援護者支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
- イ 都筑区災害時要援護者支援事業計画書（第2号様式）
- ウ 都筑区災害時要援護者支援事業収支予算書（第3号様式）
- エ 団体の規約、定款等（昨年度すでにご提出していただいている場合で、変更がなければ提出の必要はありません。）
- オ 団体の収支予算に関する書類

(4) 補助金交付決定後の手続き（提出書類）

- ア 都筑区災害時要援護者支援事業補助金交付決定通知書（補助金交付決定時に都筑区役所より発行）の写し
- イ 都筑区災害時要援護者支援事業補助金交付請求書（第6号様式）

2 令和5年度補助金の精算について

令和5年度に補助金を申請した地区につきましては、次のとおり精算手続きをお願いいたします。

(1) 精算書提出期限

令和6年5月10日（金）

(2) 提出先

都筑区役所福祉保健課事業企画担当 (tz-tifuku@city.yokohama.jp)

(3) 提出方法

Eメール、ご持参または郵送でご提出ください。

※不備等ございましたら、ご連絡させていただく場合があります。

(3) 提出書類

ア 都筑区災害時要援護者支援事業実績報告書（第7号様式）

イ 都筑区災害時要援護者支援事業収支決算書（第8号様式）

ウ 支出に関する領収書及び経費支出を証する書類又はその写し

※ただし、1件の金額が10万円未満のものに係る領収書は、その提出を省略することができます。

3 その他

提出に必要な各様式について、次ページ以降に添付しておりますのでご覧ください。

なお、区HPにWordデータを掲載していますので、適宜ダウンロードのうえご利用お願いします。



https://www.city.yokohama.lg.jp/tsuzuki/kurashi/fukushi_kai/go/chiikifukushi/saigai-shien/tuzukisonae.html

問い合わせ先：福祉保健課事業企画担当
担 当：鈴木、中川
T E L：948-2345
F A X：948-2354
E m a i l：tz-tifuku@city.yokohama.jp

(第1号様式)

年 月 日

都筑区長

申請者 住 所
団体名
会 長
(問い合わせ先) 担当者
電 話

都筑区災害時要援護者支援事業補助金交付申請書

都筑区災害時要援護者支援事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 交付申請額

¥ _____

2 添付書類

- (1) 都筑区災害時要援護者支援事業計画書 (第2号様式)
- (2) 都筑区災害時要援護者支援事業収支予算書 (第3号様式)
- (3) 団体の規約、定款その他これらに類する書類
- (4) 団体の収支予算に関する書類

※この書類及び添付書類は、補助金の交付が決定した場合、横浜市市民協働条例第7条の規定に基づき、一般の閲覧に供しなければなりません。

(第2号様式)

都筑区災害時要援護者支援事業計画書

1 事業の ねらい・目標	
2 今年度の 活動内容	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 要援護者の把握に関する活動<input type="checkbox"/> 要援護者の訪問に関する活動<input type="checkbox"/> 要援護者の安否確認や避難誘導訓練等に関する活動<input type="checkbox"/> 要援護者支援事業の広報などの事業実施に関する事務 <p>※当てはまる活動にチェックしてください。</p>
3 今年度の活動の 日程・内容の詳細	
4 備 考	

※ その他、活動内容がわかる資料などがあれば添付してください。

(第3号様式)

都筑区災害時要援護者支援事業収支予算書

収入合計 　　¥ _____

支出合計 　　¥ _____

1 収入の部

項 目	金 額
・ 市補助金	円
・	円
・	円
合 計	円

2 支出の部

項 目	説 明	金 額
要援護者の把握に関する経費	・ ・ ・	円 円 円
要援護者の訪問に関する経費	・ ・ ・	円 円 円
要援護者の安否確認や避難誘導訓練等に関する経費	・ ・ ・	円 円 円
要援護者支援事業の広報などの事業実施に関する経費	・ ・ ・ ・ ・	円 円 円 円 円
その他 (自主事業)	・	円
合計		円

※それぞれの説明の項目に具体的な内容を記入してください。

(第6号様式)

年 月 日

都筑区長

申請者 住 所
団体名
会 長
(問い合わせ先) 担当者
電 話

都筑区災害時要援護者支援事業補助金交付請求書

年 月 日都筑福第 号により決定通知のありました
都筑区災害時要援護者支援事業補助金を次のとおり請求します。

請求額 _____ 円

上記請求に係る補助金は、下記の口座に振込みをしてください。

金融機関名								支店
種 別	普通・当座	口座番号						
□ 座 名 義	フリガナ							
	氏 名							

※振込先が代表者以外の口座の場合は、下記の委任状欄も記入してください。

_____ 委任状 _____
委任者 住 所 _____
氏 名 _____ 印

私は下記の者を代理人と定め受領の権限を委任します。

受任者 住 所 _____
氏 名 _____ 印

(第7号様式)

年 月 日

都筑区長

申請者 住 所

団体名

会 長

(問い合わせ先) 担当者

電 話

都筑区災害時要援護者支援事業実績報告書

年 月 日都筑福第 号で交付決定の通知を受けた、都筑区
災害時要援護者支援事業補助金の対象事業の実績について、関係書類を添えて
次のとおり報告します。

事業名（名称）	実施年月日	参加者数	主な内容等

(第8号様式)

都筑区災害時要援護者支援事業収支決算書

収入合計 〃 _____

支出合計 〃 _____

1 収入の部

項 目	金 額
・ 市補助金	円
・	円
・	円
合 計	円

2 支出の部

項 目	説 明	金 額
要援護者の把握に関する経費	・ ・ ・	円 円 円
要援護者の訪問に関する経費	・ ・ ・	円 円 円
要援護者の安否確認や避難誘導訓練等に関する経費	・ ・ ・	円 円 円
要援護者支援事業の広報などの事業実施に関する経費	・ ・ ・ ・ ・	円 円 円 円 円
その他 (自主事業)	・	円
合計		円

※ 1 件の支出が 10 万円以上の場合は、支出に関する領収書及び経費支出を証する書類又はその写しを添付してください。

都筑区災害時要援護者支援事業補助金交付要綱

制 定 平成 20 年 6 月 23 日都筑福第 1226 号（区長決裁）

最近改正 令和 4 年 5 月 18 日都筑福第 119 号（区長決裁）

（目的）

- 第 1 条 この要綱は、「都筑区地域福祉保健計画」の基本理念と目標に基づき、高齢者や障害者など、災害時に避難が困難と予想される者（以下「要援護者」という。）に対して、地域の自主的な支援活動を行う団体に、その活動費の一部を補助することにより、地域の要援護者を含めた防災力強化や支えあいの仕組みづくりを行うこと（以下「災害時要援護者支援活動」という。）を目的とする。
- 2 都筑区災害時要援護者支援事業に関する補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象）

- 第 2 条 補助対象は、都筑区内の地区連合町内会自治会のうち、災害時要援護者支援活動に取り組む団体とする。

（交付方法）

- 第 3 条 この要綱に基づく補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

（交付基準）

- 第 4 条 第 2 条に掲げた団体に対する補助金は、当該団体が 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間に行う活動を対象とし、交付基準は、別表のとおりとする。
- 2 補助金の交付は、同一の団体に 1 会計年度あたり 1 回を限度とする。

（交付申請）

- 第 5 条 補助金規則第 5 条第 1 項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期日は、原則、毎年 5 月の末日とする。ただし、都筑区長（以下「区長」という。）が必要と認める場合には提出期日を延長することができる。

- 2 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする団体が提出する書類は、都筑区災害時要援護者支援事業補助金交付申請書（第1号様式。以下「補助金交付申請書」という。）を用いなければならない。
- 3 補助金規則第5条第2項の規定により必要とされる補助金交付申請書への添付書類は、次の各号に関する書類とする。
 - (1) 都筑区災害時要援護者支援事業計画書（第2号様式）
 - (2) 都筑区災害時要援護者支援事業収支予算書（第3号様式）
 - (3) 申請団体の規約、定款その他これらに類する書類
 - (4) 申請団体の収支予算に関する書類

（交付決定）

第6条 区長は、前条の規定に基づく交付申請があった場合は、その内容の審査を速やかに行い、補助金の交付又は不交付を決定するものとする。

（交付決定通知）

第7条 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知は、都筑区災害時要援護者支援事業補助金交付決定通知書（第4号様式）により行うものとする。

- 2 補助金規則第6条第3項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は、都筑区災害時要援護者支援事業補助金不交付決定通知書（第5号様式）により行うものとする。

（申請の取下げの期日）

第8条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請団体が決定通知の交付を受けてから20日後の日とする。

（補助金交付の請求）

第9条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、都筑区災害時要援護者支援事業補助金交付請求書（第6号様式）により行わなければならない。

（補助金交付時期の例外）

第10条 補助金規則第17条の規定により市長が補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる場合は、団体の資金状況を勘案し、補助事業の完了前に補助金を交付しなければ、

補助事業を実施できない場合とする。

2 前項の規定により補助金を交付する場合は、前金払いとする。

(実績報告)

第 11 条 補助金規則第 14 条第 1 項の規定により補助金の交付を受けた団体が区長への報告に用いる書類は、都筑区災害時要援護者支援事業実績報告書(第 7 号様式。以下「事業実績報告書」という。)を用いなければならない。

2 事業実績報告書には、次の各号に定める書類を添付しなければならない。

(1) 都筑区災害時要援護者支援事業収支決算書(第 8 号様式)

(2) 支出に関する領収書及び経費支出を証する書類又はその写し。ただし、1 件の金額が 100,000 円未満のものに係る領収書は、その提出を省略することができる。

(3) その他区長が必要と認める書類

(補助金額の確定通知)

第 12 条 補助金規則第 15 条の規定による補助金額確定の通知は、都筑区災害時要援護者支援事業補助金額確定通知書(第 9 号様式)により行うものとする。

(補助金額の返還)

第 13 条 補助金規則第 20 条第 2 項の規定による補助金の返還の請求は、都筑区災害時要援護者支援事業補助金返還請求書(第 10 号様式)により行うものとする。

(関係書類の保存期間)

第 14 条 補助金規則第 26 条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、5 年とする。

(書類の閲覧)

第 15 条 補助金の交付を受けた団体及び区長は、横浜市市民協働条例第 7 条の規定に基づき、個人情報に該当する部分を除いて、次に定める書類又はその写しを一般の閲覧に供しなければならない。

	補助金の交付を受けた団体	区長
閲覧場所	補助金の交付を受けた団体の事務所又は指定する場所	都筑区役所福祉保健課
閲覧時間	補助金の交付を受けた団体が指定する時間	月曜日から金曜日までの午前8時45分から午後5時00分まで。ただし、横浜市の休日定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）で規定する休日を除く。
閲覧期間	第5条第2項、第3項に規定する書類及び交付決定通知書にあっては補助金の交付を受けた日から、第11条第1項及び第2項に規定する書類にあっては当該書類を区長に提出した日からそれぞれ2年間とする。	

2 閲覧の申出は、閲覧に供するものに閲覧票（第11号様式）を提出することにより行う。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、区長が定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

（施行期日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第4条第1項の規定については、平成24年度以降に新規に申請を行った団体及び平成25年度末時点で未申請の団体のみ、平成26年度に限り、改正前の金額を上限とする。

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

(施行期日)

この要綱は、決裁完了日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和4年5月18日から施行する。

(別表)
 交付基準 (第4条関係)

補助対象	補助対象経費	「災害時要援護者情報の提供に関する協定」に基づく都筑区からの要援護者情報の提供	補助限度額
都筑区内の地区連合町内会自治会のうち、災害時要援護者支援活動に取り組む団体	(1)要援護者の把握活動に関する経費 (2)要援護者の訪問活動に必要な経費	あり(情報共有方式による要援護者名簿の提供)	15万円
	(3)要援護者の安否確認や避難誘導を目的とした訓練等に関する経費	あり(同意方式による要援護者名簿の提供)	10万円
	(4)広報などの事業実施に関する経費 (5)その他区長が特に必要と認めた経費	なし	7万円



スポーツ協会レポート



全国大会出場おめでとうございます。

都筑区スポーツ協会の学校スポーツ振興基金は、優れた成績（全国レベル）を収めた中学校のスポーツ競技者の方々へ支援を行う制度です。令和5年度は、以下の皆様に支援させていただきました。

第50回全日本中学校陸上競技選手権大会

- 水澤 謙斗さん 茅ヶ崎中学校 男子 100m 出場
- 小鮒 翔さん " 男子 100m 出場
- 望月 美希さん " 女子 100m トライアス1 位
- " " 女子 4×100m リレー トライアス2 位
- 小林 あおいさん " " "
- 萩原 朱音さん " " "
- 安田 桃花さん " " "
- 槻田 蓮さん 中川西中学校 男子四種 3 位
- 小林 想さん " 男子棒高跳 13 位
- 松野 玲来さん " 女子 100m 出場
- 佐々木寛大さん 都田中学校 男子 100m 出場
- 水野 樹さん " 男子 400m 出場

第54回U16陸上競技大会

- 水澤 謙斗さん 茅ヶ崎中学校 男子150m 出場
- 望月 美希さん " 女子100m 3位

第61回全国中学校スキー大会

- 弦巻 佳夢さん 川和中学校 大回転/回転 36 位/19 位
- 弦巻 魁良さん " 回転 65 位
- 古川 愛子さん " 回転 68 位

第63回全国中学校水泳競技大会

- 川村 勇仁さん 茅ヶ崎中学校 男子100m背泳ぎ 42位
- 根岸空希さん " 女子200m/400m個人メドレー 2位/6位
- " " 女子4×100mフリーリレー 17位
- 末谷 燦名さん " " "
- 塩澤 鼓さん " " "
- 名倉 碧乃さん " " "
- " " 女子400m個人メドレー 25位
- 妻木 唯風さん 早瀬中学校 女子200m自由形 8位

特別国民体育大会

- 望月 美希さん 茅ヶ崎中学校 少年女子B 100m 4位
- " " 成年少年女子共通 4×100リレー 7位

第50回全国中学生テニス選手権大会

- 佐藤 有さん、山口蒼士郎さん 中川中学校 男子ダブルス出場

第12回日本中学校ダンス部選手権全国決勝大会

早瀬中学校 29名 決勝17位

第44回全国中学校アイスホッケー大会

神奈川県選抜チーム 高橋 璃登さん 川和中学校

令和6年度都筑区スポーツ協会行事予定表

	日程	行事名	連絡先		日程	行事名	連絡先
野球	3月～7月	区民軟式野球大会(春季) マスターズ春季大会	野球協会 事務局 ベースボールショップ トリタ TEL 045-948-5455 少年野球連盟理事長 志田 政明 TEL 090-2400-2406	卓球	9月12日	区民大会(仲町台個人戦)	卓球協会 事務局 武田 TEL 045-595-0501
	3月～5月	春季少年野球大会			12月5日	区民大会(仲町台個人戦)	
	6月～7月	夏季少年野球大会			3月13日	区民大会(仲町台個人戦)	
	8月～12月	区民軟式野球大会(秋季) マスターズ秋季大会		テニス	5月～6月	ワンデー・ミックスダブルス大会	テニス協会 会長 新井 協会メールアドレス tudukittennis@gmail.com 協会ホームページ https://sites.google.com/view/tudukitennis/
	9月～12月	秋季少年野球大会			7月	団体戦	
剣道	4月上旬	剣道形講習会及び剣道規則講習会(審判技術含む)	剣道連盟 会長 城田 政春 連絡先 林 TEL 080-2264-5057	サッカー	8月～10月	ジュニア大会	少年 鈴木 TEL 090-2630-5290
	8月下旬	小学生以下級審査			11月	ダブルス大会	
	9月上旬	木刀による剣道基本稽古法講習会		1月～3月	ワンデー・ミックスダブルス大会		
	9月23日	剣道規則講習会(審判技術含む)		3月	シングルス大会		
	10月上旬	都筑区剣道選手権大会		ゲートボール	4月	春季連合大会	ゲートボール連合 会長 佐々木敏泰 TEL 045-934-5093
	11月上旬	中学生以上級審査会			4月～11月	都田荏田老連リーグ戦	
	11月下旬	剣道形講習会及び剣道規則講習会(審判技術含む)			6月	都筑区親善大会	
12月上旬	木刀による剣道基本稽古法講習会	10月	秋季連合大会				
12月下旬	剣道規則講習会(審判技術含む)	10月	4区親善大会				
1月下旬	中学生以上級審査会	10月	都筑区親善大会				
3月21日	都筑区剣道大会	インディアカ	7月21日	区民大会	インディアカ協会 会長 加藤 正美 TEL 090-3694-0987		
毎月	合同稽古		11月17日	区民大会			
バレーボール	4月13日	審判研修会	バレーボール協会 事務局 井上佳代子 TEL 090-5791-4921	グラウンド	2月16日	区民大会	
	7月14日	審判研修会			5月～10月	前期大会	グラウンドゴルフ協会 理事長 久保 勝治 TEL 045-943-9235
ソフトボール	5月～12月	リーグ戦	ソフトボール協会 会長兼理事長 岩岡 TEL 090-3316-5446 協会ホームページ http://tsa.nsnets.ne.jp/soft/	11月～3月	後期大会		
	1月18日	睦月交流会					
	3月～11月	区民大会					
	6月	一般、壮年、シニア、スーパーシニアの部					
バドミントン	7月	J A横浜青壮年部大会					
	11月	南部地区大会					
		四区選手権大会					
	5月3日	区民大会(青葉スポーツセンター)					
11月10日	区民大会(港北スポーツセンター)						
12月22日	区民大会(港北スポーツセンター)						

会場・申込方法・参加料等、詳細については、各種目とも上記に記載されている連絡先までお問い合わせください。なお、都合により日程・会場等を変更する場合もございますのであらかじめご了承ください。また、令和6年度行事予定は、「広報よこはま都筑版」などにも掲載される場合もございますので、そちらもご覧ください。

開催 「第29回都筑区スポーツ人の集い」



都筑区内における地域スポーツ活動を支える方々の表彰と交流の場となる『都筑区スポーツ人の集い』が令和6年2月16日（金）に都筑区役所において開催されました。

今回も表彰式のみで開催となりましたが、都筑区長、区内選出議員の方々のご出席を賜り、『横浜市スポーツ協会横浜スポーツ普及功労賞』（2名）、『都筑区スポーツ協会功労賞』（9名）・『普及賞』（10名）の表彰が行われ、日頃から地域スポーツ振興に貢献されている皆様が表彰されました。

また、1月26日に開催された『新春横浜スポーツ人の集い』においては横浜スポーツ表彰として、『スポーツ功労賞』を受賞された田丸妙子氏（バレーボール協会）が紹介されました。



受賞者の皆様



■都筑区スポーツ協会 功労賞

- 兵藤 政和（野球協会）
- 原田 博之（剣道連盟）
- 工藤 朋子（バレーボール協会）
- 広瀬 正浩（ソフトボール協会）
- 稲葉 明希（バドミントン協会）
- 小原 淳（卓球協会）
- 石母田 稔（テニス協会）
- 生山 知典（サッカー連盟）
- 菅沼 恵美（インドアカ協会）

■横浜スポーツ表彰 スポーツ功労賞

- 田丸 妙子（バレーボール協会）
- 経歴年数：28年
- 功績：バレーボール協会の設立時から地域スポーツの振興に取組み、当協会の発展にも大きく貢献

■横浜スポーツ普及功労賞

- 石黒 丈郎（テニス協会）
- 重永 光信（サッカー連盟）

■都筑区スポーツ協会 普及賞

- 高見 和孝（野球協会）
- 橋本 賀央里（剣道連盟）
- 宮里 ゆき（バレーボール協会）
- 草島 利彦（ソフトボール協会）
- 西村 徹郎（バドミントン協会）
- 武田 俊一（卓球協会）
- 丸山 啓子（テニス協会）
- 松浦 淳（サッカー連盟）
- 佐藤 文子（ゲートボール連合）
- 井上 芳江（インドアカ協会）

スポーツ協会研修会

令和6年3月24日（日）に都筑区役所にて都筑消防署の堀井氏を講師に迎え、「胸骨圧迫・AEDの使用法」をテーマに講義を受けました。

11専門部から男女計約30名が参加し、資料及び実技にて胸骨圧迫の仕方と、心臓に電気ショックを与えるAEDの使い方などを教えていただきました。

参加された方々は、人命に関わることなので、時間の経つのも忘れ、熱心に受講され、最後に『普通救命講習終了証』が同消防署から手渡されました。



横浜元気!! スポーツ・レクリエーションフェスティバル 2023

区民が気軽にスポーツ活動に参加し、スポーツの楽しさを知ってもらうことにより、生涯スポーツの普及・振興の一助になることを目的としたイベント『横浜元気!!スポーツ・レクリエーションフェスティバル2023』に参加しました。



バドミントンラリーとサーブ体験



卓球マシンで特訓



スポンジボールでテニス体験

野球協会

【成人の部】

- ◎春季大会(第57回大会)
 - Aクラス 優勝 川和球友会
 - 準優勝 ディアブロス
 - Bクラス 優勝 DNPテクノバツク
 - 準優勝 South Bears
 - Cクラス 優勝 JA横浜フオーティーズ
 - 準優勝 Blue Wings G
 - マスターズクラス
 - 優勝 JA横浜フオーティーズ
 - 準優勝 ディアブロス



【少年野球】

- ◎春季大会
 - Aリーグ 優勝 山田バッファローズ
 - 準優勝 折本クーパーズ
 - 新人戦 優勝 川和シヤークス
 - 準優勝 横浜フューチャーズ
 - ティーパール 優勝 川和シヤークス
 - 秋季大会
 - Aリーグ 優勝 山田バッファローズ
 - 準優勝 茅ヶ崎エンデバーズ
 - Bリーグ 優勝 川和シヤークス
 - 準優勝 横浜球友会
 - ティーパール 優勝 川和シヤークス
 - 教育リーグ 優勝 川和シヤークス
- 区大会を通じて、成績優秀なチームを県大会に推薦したチームが第3位とベスト8、市大会では、1チームがトススペースポール大会準優勝、市大会最後の「各区選抜大会」は、セレクションを行い、全チームから選出されたチームで臨み、第三位となりました。
- 6年生最後の大会で第三位になったことは、選手にとっても、忘れられない大会になったことと思います。
- これまでの地域の皆様方のご理解と、ご支援・ご協力に心から感謝致します。
- 今後とも、よろしくお願ひ申し上げます。



令和5年度も都筑区野球協会では、成人の区民大会を例年どおり、春・秋大会を開催致しました。

今年度は3年ぶりに全日程を11月末までに終了することができました。

令和5年度の審判派遣は88日、総試合数233試合の一年でした。

今後とも大会運営に支障がないように努力してまいりますので、よろしくお願ひ致します。



剣道連盟



生涯スポーツ剣道

剣道は日本古来の武道で、子どもと一緒に始める初心者のお父さん・お母さんの会員も多く、体格や性別に左右されず子どもから大人まで幅広く、いつからでも上達することができる生涯スポーツとして自分の体力に合わせて稽古を楽しむことができます。

ここ数年、新型コロナウイルスの影響で様々な制約が生じ、毎月一回の合同稽古会は中止となっておりますが、団体ごとに、感染拡大防止を徹底しながら、体力作りや基本動作の見直しなど様々な工夫で活動を継続してきました。これまでの活動の蓄積により、感染拡大防止上の留意点が明確になり、ようやく令和四年十二月に合同稽古の再会が実現しました。今後も、健康管理を優先としながら、剣道技術向上・精神面の強化に繋がる合同稽古や大会を積極的に計画していきたいと考えています。

剣道連盟

令和五年度に行われた都筑区剣道大会(春)、都筑区剣道選手権大会(秋)は、剣道連盟のガイドラインに基づき感染対策を厳守し、午前中は小学生の個人戦と、木刀による基本稽古を団体戦方式で行い、午後は中学生の個人戦を行いました。開催に当たっては、選手・保護者の行動制限基準(マスク着用、ソーシャルディスタンスや時間帯入れ替え制の採用、アルコール消毒など)の明確化と関係者への周知徹底により、子供たちの試合を見る機会を失っていた保護者の方々による応援も実現させながら、感染拡大が発生することなく充実した大会になりました。

都筑区剣道連盟では、防具を付けた稽古、大会のほかにも、各中学剣道部と連携して正しい剣道の理解と上達に効果的な3つの講習会、木刀による剣道基本技稽古法講習会、「日本剣道形講習会」「剣道規則講習会(審判技術含む)」を例年実施していますが、現在は、参加者規模縮小など工夫をしながら実施しています。

一日も早く新型コロナウイルスの影響が収束し、伸び伸びとした活動に戻れる日が来ることを待ち望みながら、感染予防対策、体調管理を徹底し、稽古ができる環境に感謝し、日々精進して参りますので、新型コロナウイルスの影響が収束した際には、新しい運動不足解消や、お子さまの忍耐力・体力づくりなど、ご家族の健康増進として、竹刀を振ってみてください。

今回は「加賀原剣友会」について紹介します。

加賀原剣友会は横浜市都筑区を活動拠点として、二〇〇四年に創設されました。剣道を通じて『継続すること』『仲間を大切にすること』を活動の基本方針とし、生涯の友をつくる場、自己実現の場を目指しています。子供たちの父母で段位を持つ者が、子供たちに剣道が好きになってほしい、基本を重視した正しい剣道を身に付けて欲しいと熱心に指導を行っています。子供たちの人数は小学生六名(二〇二四年一月現在)と少人数なため、初心者から経験者まで個々に合わせた非常に丁寧な指導を行っています。

活動は勝田小学校体育館で毎週日曜日の午後一時三〇分〜四時までの定例稽古を基本とし、都筑区合同稽古会、都筑区剣道大会、昇級審査への参加、そして区内大会やクリスマス会などの行事も行っています。また、初めは子供の付き添いで稽古に参加していた父母も今では全員がそれぞれ昇段を目指しており、小学生の稽古の後にOBの高校生も交えて打ち込みや地稽古を行うなど、高段者の稽古としても大変充実しています。

このように加賀原剣友会は剣道を学ぶ、楽しむ場として地域に根差した剣友会です。ご興味のある方は一度ホームページをご覧ください。



支部名	代表者名	連絡先	活動場所	活動曜日
都田剣友会	三浦 治	https://tsudakenyukai.wixsite.com/home	都田小学校 茅ヶ崎台小学校 川和東小学校	水 日 日・火
都筑警察署 少年剣士会	都筑警察署	045-949-0110 生活安全課	都筑警察署	土
川和剣士会	柳下俊明	080-5415-4166/大久保	妙蓮寺釈迦堂	水・金・日
佐江戸剣友会	青木昌弘	https://tsuzuki-ku.net/saedo	都田西小学校	木・土
加賀原剣友会	井上琢朗	https://kagaharakenyukai.com/	勝田小学校	日

バレーボール協会



都筑区バレーボール協会では、昨年から少しずつ交流試合を開催してきました。今年度は4年ぶりに5月から11月に渡り、全9チームで総当たりのリーグ戦を行いました。

また、5月には隣接区開催の大会に3チームご招待いただき参加しました。7月に審判研修会、9月に秋季大会と一部予定を変更しつつも、ほぼ予定通りに競技日程をこなす事ができました。

コロナ禍の影響により、練習続行が難しくなったチームがあり、チーム数が減少してしまいましたが、日々日常を取り戻し、またバレーボールができる事を大変嬉しく思っております。

1月7日には新春恒例の「睦月交流会」を開催しました。2月は審判講習会、3月は「はなみずき大会」を開催しました。バレーボールに興味のある人、未経験の方、また久しぶりにやりたいと思っっている方、一緒に楽しい汗を流しませんか？お気軽に事務局までお問合せ下さい。



チーム名及び練習会場(曜日)

チーム名	会場	曜日
オリーブ	中川西小	第二・四 木、土
	中川西中	第一・三・五 火
ダイナマイツ	東山田小	火、金
WAVE	茅ヶ崎東小	金
ユニティー	荏田東第一小	金、土
	荏田南小	水

チーム名	会場	曜日
マリンズ	茅ヶ崎中	火
	川和中	金
フリーク	中川小	金
葵クラブ	中川小	月、木
ソニック	折本小	月、土
MAX	川和東小	水

*コロナ禍の影響で、現状はこの限りではありません。

ソフトボール協会



都筑区ソフトボール協会では、例年、春・秋の年二回開催しておりますが、昨年度から年一回の開催として開催しています。大会は、一般、壮年、シニア、スーパースニアの部で開催され、一般の部を1部・2部に分けた2部制で開催しています。

また、中学校及び高等学校などの大会や練習試合にも協会傘下の審判部から審判員を派遣することによって青少年におけるソフトボール普及及び技術向上を図っております。

また、協会所属のチームが区民大会に限らず横浜市大会にも出場しており、協会では区内外共に積極的な活動を後押ししております。四区(緑、港北、青葉、都筑)大会も本年度より再開し、一般の部、壮年の部が参加し、壮年の部で佐江戸クリーンズ(都筑区)が優勝しました



区民大会優勝チーム



四区大会優勝チーム

バドミントン協会



バドミントン協会は、区民の皆さまにバドミントンを知り、楽しんでいただくことと、競技レベルのアップを目指して活動しています。

ここ数年は新型コロナウイルス感染症の拡大により活動規模を縮小してきましたが、昨年は3年ぶりで以前とほぼ同じ方法で大会を開催できました。

団体戦には男女41のチームが集まり、練習の成果と結束力を競っています。個人戦はシングルス、ダブルス、混合ダブルス各種目を開催し、都筑の頂点を争う闘いが繰り広げられます。協会会員からは全国大会上位入賞者も現れており、高いレベルの競技が行われています。

とはいえ大会では実力別にランク分けをしていますので、初級者の方を含めどなたにもチャンスがあります。優勝賞品の「お米」は大変好評です。



今年度は、いつも会場として利用している都筑スポーツセンターが工事で長期休館となる予定です。大会計画は検討中ですが、参加する皆さんが活躍できるように工夫しようとしています。詳しくは左記のバドミントン協会ホームページをごらんください。

今年度はパリオリンピックが開催され、バドミントンでも日本人選手の活躍が期待されます。その一方でバドミントンは都筑区内でも盛んに行われている、どなたでも参加できるスポーツでもあります。興味を持たれましたらぜひバドミントン協会へお問い合わせください。区民の皆さまのご参加をお待ちしています。

■行事予定

- 5月3日(祝) 区民大会(青葉スポーツセンター)
- 11月10日(日) 区民大会(港北スポーツセンター)
- 12月22日(日) 区民大会(港北スポーツセンター)

※詳しくは協会ホームページをごらんください。

<https://www.tsuzuki-badminton.org/>

■連絡先

事務局 持増(もちます) TEL 090-2677-3760

卓球協会



【都筑区スポーツセンターでの大会】

令和5年度は、年度始めから新型コロナウイルス感染症防止上のいろいろな制限が無くなり、計画どおり団体戦5回と個人戦1回を開催することができました。これも、大会運営にご協力を頂いた会員チームの皆さんのお陰と心より感謝申し上げます。

また、新型コロナウイルスの影響で、ここ数年大会が開催されず、残念ながら会員を離れていったチームも戻りつつあり、新規会員チームと合わせ、会員チーム数は8チーム増の85チームとなりうれしい限りです。

これからも会員、区民の皆様が日頃の練習の成果を発揮でき、終日楽しんで頂けるような大会を企画してまいります。

【仲町台個人戦卓球大会】

こちらは会員、各卓球教室生、区民が中心となる初級者向けの大会で2回開催しました。

この大会で“試合に慣れて”都筑スポーツセンターの大会に出場する方もいらっしゃいます。



10月都筑区民団体戦大会(都筑スポーツセンター)



卓球スクール(仲町台地区センター)

令和6年度 卓球協会行事予定

- 9月12日(木) 区民大会(仲町台個人戦)
- 12月5日(木) 区民大会(仲町台個人戦)
- 3月13日(木) 区民大会(仲町台個人戦)

※会場は全て仲町台地区センターです。

【連絡先】

卓球協会事務局 武田 TEL/FAX 045-595-0501

【子供卓球教室】

小学生の夏休み期間中に、熱中症に配慮し北山田・仲町台の両地区センターにて実施しました。

張本兄妹、木原美悠を目指し必死に白球にくらいつく小学生、ボール拾い用の虫取り網で白球を拾う方が好きな小学生など、様々でしたが皆真剣のうちに終了しました。

【各地区センターでの卓球教室】

仲町台地区センターにて初級者・中級者を対象に「プロから習う卓球スクール」を開催。“試合で1点をとるために”“レシーブを確実にするには”などプロから戦術的な指導を受けました。参加の皆さんは真剣そのものです。

一方、北山田地区センターで「スキルアップ卓球教室ナイト」大熊スポーツ会館では「卓球教室」を開催。

こちらは、初心者や久しぶりに卓球を始めた人などが中心で“日頃の運動不足解消に”“今まではテニスこれからは卓球”など目的は様々ですが、参加者は最後までひたむきに白球を追っていました。



テニス協会



テニス協会では、都筑区内の硬式テニスの普及と健全な発展のため、区民・区内にお勤めの方、中学生・高校生、協会加盟団体の皆さんなどを対象に、都田公園や新横浜公園のテニスコートでさまざまな大会を開催しています。

令和5年度は、優勝者等には区代表として横浜市の区対抗団体戦に参加していただく男女の各種ダブルス大会や、男女シングルの大会などを、その四十代以上、五十代以上、六十代以上といった年齢別を含めて実施し、また、幅広い層の参加者によるワンデー・ミックスダブルス大会などを開催しました。

さらに、緑区、青葉区のテニス協会と合同で三区内の青少年を対象とした区民ジュニアトーナメントも開催し、シングル、ダブルスとも熱戦が繰り広げられました。このほか、緑区テニス協会と共催でMLT杯も実施しました。

また、十月二十二日に開催された横浜スポーツ・レクリエーションフェスティバルでは、スポンジボールによるミニテニス体験コーナーを設けてお子さんへの普及に努めました。

今年度も表紙の行事予定表のとおり大会開催を予定しています。多くの皆様のご参加をお待ちしています。(最新の情報は「都筑区テニス協会」HPに掲載)



男女ダブルス大会の様子

■令和5年度開催状況/大会名 開催月日 /参加数

- 第54回 都筑区硬式テニスワンデー・ミックス大会
5/28(日)・6/18(日) / 一般:24組, 年齢別:31組, ビギナー:3組
- 第4回 都筑区団体戦 7/2(日)日, 9(日) / 各8チーム
- 第75回 区民ジュニアトーナメント
7/25(火)~27(木) / 単:98名 複:51組
- 第27回 都筑区硬式テニスダブルストーナメント
8/20(日)・9/9(土), 18(祝)・10/14(土)
/ 男子一般:29組 男子50歳以上:24組 女子:25組
- 第55回 都筑区硬式テニスワンデー・ミックス大会
11/11(土)・23(祝) / 一般:29組, 年齢別:24組, ビギナー:8組
- 第78回 M.L.T杯 11/24(金) / 女性16組 11/10(金)は雨天中止
- 第27回 都筑区硬式テニスシングルストーナメント
1/14(日)・28(日), 2/12(祝), 23(祝), 3/24(日)
/ 一般男子:49名 40歳以上男子:43名 50歳以上男子:53名
60歳以上男子:27名 一般女子:11名 40歳以上女子:5名
50歳以上女子:7名
- 第74回 区民ジュニアトーナメント(三区協会共催)
3/25(月)~28(木) / 男女シングルス:181名, 男女ダブルス:77組



サッカー連盟



サッカー連盟は、都筑区スポーツ協会に加盟し、グラウンド管理者や地域の皆さんの協力により、現在、少年の部・社会人の部・シニアの部でそれぞれ区民大会を開催しております。

少年の部においては、区内小学生で構成されたサッカーチームの相互交歓と親睦を深め、青少年の健全育成を図ると共に、サッカーを通してスポーツの発展に寄与することを目的に運営しております。

令和5年度も、感染症防止策を徹底して区長杯・会長杯と卒部大会(6年生対象)を軸に区民大会を進めて来ました。また、市の大会や横浜市18区代表U-11サッカー大会・Fマリノス杯・日産スタジアム杯等にも選抜チームを育成し参戦してまいりました。

女子の部においても学年は様々ですが選抜チームに招集された選手が、区を越えて対戦や交流試合を行っております。

社会人の部及びシニアの部においては、登録参加チームが減少し、区民大会が開催出来るチーム数に至らなくなつてしまいました。随時募集してきましたが、大会開催の条件が整わないので、5年度をもって区民大会の開催を休止することと致します。再開については、未定となります。



令和6年度 大会予定

- 4月 横浜F.マリノス杯(横浜18区選抜大会)
- 5月~9月 都筑区区長杯争奪戦(低中高学年)
横浜U11選抜大会都筑区予選(5年生)
- 6月 横浜市北部選抜大会(少年)
若葉台カップ(都筑区選抜チーム)
- 9月~12月 都筑区会長杯争奪戦(低中高学年)
- 10月 横浜市北部選抜大会(少女)
- 1月~2月 日産スタジアム杯(少年・少女選抜チーム)
都筑区トレセン壮行大会
- 2月~3月 卒部大会



卒部大会表彰式

ゲートボール連合



令和5年度は、新型コロナ対応の通常化に伴い、競技の実施に制限が外され通常対応にて開催することが出来ました。本年度の特異気候により競技選手の『高齢者』に特別の配慮をして、9月になっても猛暑日が予想されたことから9月の競技予定を中止とし、10～11月にスケジュール変更を実施して熱中症等の危機管理を最優先に考えた大会運営要綱を作成しました。競技日のタイムスケジュールも熱中症等の危機管理を最優先に考え、競技時間間隔を充分にとり水分補給・休憩に十分配慮した運営を心掛けました。

競技は、連合春季・秋季区民大会、都田荇田老連親善リーグ戦、四区親善大会を実施出来ました。市・県連合の大会も順調に競技が開催され積極的に参加しました。

都田荇田老連親善リーグ戦は、年度初めの4月から猛暑の7・8・9月を除き11月まで60試合を6カ月間に渡って開催しました。怪我人も熱中症もコロナ感染者も出さずとなく無事にリーグ戦を終了しました。

連合春季区民大会は4月24日に、連合秋季区民大会は10月2日に開催しました。



令和5年度大会結果

春季連合大会	せせらぎ
秋季連合大会	ドリーム
都田荇田老連リーグ戦	ドリーム
都田荇田老連大会	白寿会サンライトB



《連絡先》都筑区ゲートボール連合会長
佐々木 敏泰 934-5093

4区親善大会は青葉区、港北区、都筑区、緑区の16チームが参加して、10月27日におちあい公園にて開催され都筑区は3チームが参加しました。都筑区の成績は、ドリームチームが準優勝でした。

11月9日には、都田荇田老連主催『都田荇田老連競技大会』を区老連会員の参加に限定し開催して頂くことが出来ました。優勝チームは、次年度ネリンピック大会横浜予選会の出場資格を得ることが出来ます。

ゲートボール競技は、戦後の混乱期に青少年の非行防止のために北海道で『クリケット』を参考に考案されたスポーツで、本来は柔軟な頭脳と体力を持つ若年層の為のスポーツです。現在は高齢者向け『生涯スポーツ・レクリエーション』としての位置付けで推移しています。若い世代の皆様方の参加が少なくなってきた残念です。中・高校生は勿論、団塊世代の皆様方の参加による『スポーツ』として発展を目指したいと考えておりますので是非若年層の方々の参加をお待ちしております。

都筑交流大会



優勝 鎌倉レスパイト



準優勝 スコーピオン



3位 チョコパイ

毎年3回の大会を主催していますが、今年度は夏に多方面に声をかけて、交流大会を行いました。13チームが集まり総当たり戦と長い一日でしたが、色んなチームと試合が出来て楽しかったです。



コロナもすっかり落ち着いて、マスクの着用が任意となり、ほとんどの人がマスクをしなくなりました。これで以前みたいな活気がインディアカ協会に戻ってきてくれれば嬉しいです。

インディアカ協会



白熱展開
全集中



線審がんばる笑



フロ〜ック!



令和6年度大会予定

- 7月21日
 - 11月17日
 - 2月16日
- 都田小学校体育館

グラウンドゴルフ協会



都筑区グラウンドゴルフ協会は健康増進と生涯スポーツとして子供から高齢者までが相互に親睦を図りつつ、健康増進により、地域の活性化に寄与できるように組織の充実と会員の拡大を目指しています。この4年間はコロナの感染拡大防止のため、大会を中止しておりました。

5年度は感染対策も緩和されましたが高齢者が多いことと、各種準備が間に合わず残念ながら中止しました。

令和6年度からは大会の開催方法(開催場所・平日開催等)の再検討を行い、各チーム責任者のご協力をいただきながら再開いたします。

なお、会員登録は随時受け付けておりますが、登録済みの会員についても別途再確認いたしますので、ご協力をお願いします。

また新規登録希望の団体・および個人の方は左記にご連絡ください。

【連絡先】
都筑区グラウンドゴルフ協会
理事長 久保 勝治
045 943 9235

【各団体の活動状況紹介】
・川和グラウンドゴルフクラブ
会員の高齢化とコロナ禍による練習中止等により、参加者が減少しましたが、小学校・都田公園等を利用して練習をしています。大会開催は交通の便が良いところを希望したい。



令和5年度賛助会員企業・団体等

(敬称略・順不同)

都筑区スポーツ協会では、区内の自治会町内会、並びに協賛企業の皆様の会費、協賛金等をもとにして区民へのスポーツ普及・振興を図っています。

㈱エイ・アール・シー
イーグルスゴルフ
都筑ひよこ保育園
村田 輝雄
㈱ユーテック
都筑区懇話会
㈱AOKI ホールディングス
三峯産業㈱
パナソニックパレシオナルエレクトロニクス㈱
吉野 富雄
ラーメン うえむらや
㈱貝塚造園
栗原 靖
工藤建設㈱
山崎製パン㈱
神奈川ロイヤル㈱
千葉 貴弘
善友印刷㈱

第一カーボン㈱
都筑スポーツセンター
都筑区商店街連合会
(有)イズミサービス
(有)ハセガワ企画不動産部
(有)白馬産業
京セラ㈱横浜事業所
加賀原地域ケアプラザ
健水会あすなる
神奈川中央住宅㈱
(一社)横浜北工業会
JA 横浜 都筑中川支店
JA 横浜 都田支店
おおくま不動産㈱
セゾンリビング久保東1丁目店
ディサービスひまわり
マルハン都筑店
横浜防具

㈱WAGON
㈱ハートランド
㈱秀峯
北栄電機㈱
㈱北斗測量設計
㈱横浜ジョインター
㈱司興業
㈱美濃屋あられ
五味測鋼鉄㈱
佐江戸剣友会
川和剣士会
都田剣友会
加賀原剣友会
(有)真剣堂
佐々木 敏泰
座間塗装店
日蓮崇城根山妙蓮寺
(有)アライ電器

(有)サンケイ自動車
(有)ひまわり
(有)武島武道具店
(有)河野(かつすい亭)
(有)串田酒店
(有)佐久間商店
㈱ブラザーモーターズ
都筑区警察署少年剣士会
都筑区野球協会親和会
都筑区少年野球連盟
都筑区野球協会審判部
少年サッカー親父の会
都筑区社会人サッカーの会
都筑区バレーボール協会
都筑区ソフトボール協会
都筑区ゲートボール連合
都筑区インディアカ協会
都筑区グラウンドゴルフ協会

スポ協レポート

第30号

編集委員

編集委員長 鈴木 信之
編集副委員長 星野 将行
白田 一弥
編集委員 志田 政明
佐々木奈緒
小野寺百合子
新田 尚
野本 政和
安達 哲郎
松浦 淳
横山 謙一
田中 裕子
萩野 幸男

<発行>

都筑区スポーツ協会
〒224-0053
横浜市都筑区池辺町
2973-1
都筑スポーツ
センター内

<印刷製本>

善友印刷株式会社
横浜市都筑区
東方町 412-1
電話(045)471-0211
FAX(045)471-0311
E-mail:
info@zenyu.co.jp
HP:https://zenyu-print.co.jp

令和5年度 都筑区スポーツ協会役員

会長 吉野 富雄	理事 久保 勝治	理事 小田切 敦
副会長 黒崎 二男	理事 横手美枝子	理事 落合 明正
副会長 加藤 豊	理事 佐藤 力	理事 倉田 真希
副会長 森 芳則	理事 萩野 幸男	顧問 長谷川琢磨
副会長 木伏 慎治	理事 神原 正明	顧問 市来栄美子
副会長 座間 伸一	理事 小島 宏一	顧問 磯部 尚哉
会計 横山 謙一	理事 志田 政明	顧問 白井 亮次
監事 中山 敏明	理事 星野 将行	顧問 深作 祐衣
監事 栗原 晃司	理事 平野 紀子	顧問 敷田 博昭
理事 小泉 武	理事 横手 隆	顧問 首藤 天信
理事 宮本 康一	理事 白田 一弥	顧問 佐々木賢一
理事 木下 均	理事 新井 宏次	
理事 辻田むつ代	理事 鈴木 信之	
理事 村田 輝雄	理事 栗原 信一	事務局長 栗原 克人
理事 岩嶋 伸幸	理事 菊原 政臣	

都筑区スポーツ協会からのお知らせ

☆各専門部への加盟や区民大会に参加するには？
各専門部の事務局等の連絡先に問い合わせ下さい。
また、広報にも掲載されている場合がありますので、ご覧下さい。

☆都筑区スポーツ協会に加盟するには？
加盟条件
①国体種目であること(原則です)
②一競技一団体
③貴団体独自で区民大会の運営ができること
④団体会員数は概ね150名を超えていること

☆入会に必要な書類
1 会則
2 役員名簿
3 加入クラブ名簿(社会人・少年は別作り)
4 貴団体の総会議案書
・事業報告(前年に開催した各大会)
・決算書(団体の前年度のもの)
・事業計画書(該当年に開催する各大会)
・予算書(団体の前年度のもの)

☆提出先: 都筑区スポーツ協会事務局



令和6年度都筑区防災・減災講演会

油断できない 「災害時のトイレ問題」について

～災害時 水洗トイレは使えない～



災害発生後6時間以内に約7割の人が用を足したくなるという調査結果があります。また、能登半島地震においてもトイレ不足が深刻な問題となりました。防災備蓄品という水や食料が真っ先に思い浮かびますが、トイレ用品の備蓄も決して忘れてはいけません。

災害時のトイレ対策について考えてみませんか。

日時

令和6年7月3日(水)
午後2時30分～午後4時00分
(受付：午後2時00分から)

会場

都筑公会堂 (都筑区総合庁舎内)

定員

400名 (事前申込み制)

入場無料

※応募者多数の場合、抽選を行います。



申込期間

令和6年4月19日(金) 午前9時から～6月17日(月) 午後5時まで

申込方法

横浜市電子申請サービス (右記二次元バーコード) からご申請いただくか、①氏名 ②住所 ③連絡先 ④手話通訳・一時保育 (1歳児から未就学児) の要否をご記載いただき、Eメール、または郵送にてお申し込みください。



※落選された方には、6月20日(木)までに区役所から御連絡させていただきます。

講師



加藤 篤 氏 特定非営利活動法人日本トイレ研究所 代表理事

プロフィール
災害時のトイレ・衛生調査の実施、小学校のトイレ空間改善、小学校教諭等を対象にした研修会、子どもたちにトイレやうんちの大切さを伝える出前授業、子どもの排便に詳しい病院リストの作成などを展開している。
「災害時トイレ衛生管理講習会」を開催し、災害時にも安心して行けるトイレ環境づくりに向けた人材育成に取り組んでいる。

主な著作 『トイレからはじめる防災ハンドブック』
『もしもトイレがなかったら』(少年写真新聞社) など

お申込み・お問合せ先 都筑区役所総務課

〒224-0032 都筑区茅ヶ崎中央32-1
TEL : 045-948-2212 FAX : 045-948-2208
E-mail : tz-bousai@city.yokohama.jp

... 来場者特典 ...
アンケート回答者全員に
「備蓄用1ロール250mのトイレトーパー」を
プレゼント!!

ニュースレター News letter vol.03



都筑の自治会町内会 × 地域活動団体コラボ企画 「都筑スタイル café ミーティング」を開催しました

自治会活動をもっと楽しく!クリエイティブに!をコンセプトに始まった「都筑スタイル」3/3のcaféミーティングでは“多世代交流”“広報活動の電子化”の実践報告や地域活動団体からのミニプレゼンなどが行われました。その様子をお伝えします。

集合コンサルティング『防災編』を実施しました

「いざ」というときのための自主防災活動。

- ▼今の自主防災活動に新しいアイデアを取り入れたい
- ▼もっと幅広い世代に防災訓練に参加してもらいたい
- ▼団体同士で事例を学び合いたい

そんな自治会町内会の皆さんのための3回連続講座の第2回、第3回をレポートします。



レポート

都筑スタイル caféミーティング

“自治会町内会の事例を自分の活動に生かしたい” “魅力ある自治会にするアイデアが欲しい” “地域活動をしている方と出会いたい” “広報の ICT 化や多世代交流についてヒントを得たい” そんな方などが集まり、未来の地域のつながりづくりを考える café ミーティングを開催しました。

3月3日(日) 都筑区役所にて「都筑スタイル café ミーティング」を実施しました。

- ①自治会による都筑スタイル実践報告
- ②自治会に向けてつながりを呼びかける地域活動団体ミニプレゼン
- ③café タイム、参加者による地域交流タイム

という3つのプログラムで構成されたこのcaféミーティング。

都筑スタイル実践報告では、アドバイザー派遣を受けた港北ニュータウンレフリアパークアネシスマンション自治

会から「多世代交流/交流カフェ」、勝田南町内会から「広報活動の電子化」について発表されました。活動中での気づきや今後の課題にふれたトークセッションもあり、参加者からは「たくさんさんの経験と知恵があり、参考にしたい」「各自治会に共通するテーマの発表で良かった」といった声をいただきました。

地域活動団体ミニプレゼンでは外国籍の子育て支援や子ども多文化交流に取り組むNPO法人Sharing Caring Cultureや区内ものづくり企

業の集まりであるメイドインつづきの方々から、自治会町内会に向けて連携の提案が行われました。

後半は、地域交流タイムへ。約80名の参加者が多世代交流・居場所づくり、子育て・多文化共生、まちづくり・地域企業連携、情報発信・ICT活用という4つの分野に分かれ、前半の発表からの気づきや連携・協働できそうなことについて活発に意見交換しました。今後の都筑区に新しい風が吹く兆しを感じられる充実したミーティングとなりました。





レポート

集合コンサルティング『防災編』

複数の自治会町内会が集まり、専門家からの事例紹介やアドバイスで学び、意見交換し、体験する3回連続講座。今回は「いざ」というときのための自主防災活動がテーマ。「もっと広い世代に防災訓練に参加してもらうには？」といった、防災の視点から自治会の魅力アップを考えました。講師は、楽しく学ぶ防災訓練「イザ!カエルキャラバン!」を全国的にプロデュースしている、NPO 法人プラス・アーツ理事長 永田宏和さん。

今回は、その第2回、第3回をレポートします。

第2回は「防災訓練を豊かにするアイデアを考えるワークショップ」。マンションとそれ以外のグループに分かれて防災活動における課題や解決策を活発に話し合い、発表。講師からはそれぞれの発表に対し具体的なアドバイスが行われました。

最終回となる第3回は、「楽しく学ぶ防災教育プログラムの体験会」。身の回りにあるチラシや新聞紙を使って数種

類の紙食器を参加者一人一人が作成。実際に炊き出し訓練等で使用されている写真を見ながら、子どもたちも楽しんで取り組めるコツを学びました。毛布を使った担架のタイムトライアルでは、4人の参加者が代表して、担架の運び方を学びながら実践。その他にも重いタンスやがれきを持ち上げるジャッキの使い方、ごみ袋を使ったポンチョづくり等多くの体験を通して会場は大盛り上がりでした。

集合コンサルティングに参加された方の感想やコメント

- 身近にあるものを利用して災害時に活用できることを知りました。
- はじめて教えていただいたプログラムばかりでした。
- 具体的な方法を学べた。自治会の課題である多世代交流や担い手育成にも役立てたいです。
- 若い方、子どもが参加したくなるような体験ができました。

自治会町内会魅力 UP 集合コンサルティング概要

第1回 コミュニティ活動を豊かにするヒントを学ぶレクチャー
第2回 防災訓練を豊かにするアイデアを考えるワークショップ
第3回 楽しく学ぶ防災教育プログラムの体験会

受講者：13 団体・25 名
開催場所：都筑区役所、みんなのキッチン
講師：永田宏和氏(NPO 法人プラス・アーツ理事長)



NPO 法人
プラス・アーツ HP

自治会活動をもっと楽しく！クリエイティブに！

都筑スタイル

都筑の自治会町内会応援事業



出会いや新しい発見があり、楽しむことが大切だと感じました。
【参加者からの声】



他の自治会は
どうやっているの？

こんなこと
試してみたい

アドバイス
くれないかな？

新しいことをやってみたいけど、
どう始めていいか迷ってます

ヒントやアイデアを
見つけたい

他の団体と
つながってみたい

kick-off



キックオフセミナー

アドバイザー派遣

専門家がそれぞれの自治会ニーズに合わせてアドバイスしました。



アドバイザー派遣 (4地区)

集合コンサルティング

今までの防災訓練にないアイデアが学べました。講義と体験でよく理解できました。【参加者からの声】



集合コンサルティング (全3回)

イベント・事業実施サポート

自治会の茶話会、多世代の交流カフェ、オンライン会議開催をサポートしました。



イベント・事業実施サポート (3地区)

café ミーティング

身近にこんなに素敵な活動をしている団体があるのを知れて良かったです。【参加者からの声】



café ミーティング

自治会活動をもっと楽しく！
クリエイティブに！

都筑スタイル、これからも
新たなつながりに向けて動き出します。

校正中

区連会 4月定例会説明資料
令和6年4月19日
都筑区 区政推進課

「つながり」「活力と魅力」「安心」を実感できるまち、ふるさと都筑

令和6年度

都筑区内で実施する主な事業

【問合せ】 予算調整係 電話：948-2213 FAX：948-2208

「令和6年度 都筑区個性ある区づくり推進費」
予算の資料はウェブページでご案内しています▶



個性ある区づくり推進費 3つの柱

1 子育て世代をはじめ、あらゆる世代が住み続けたいと思えるまち

赤ちゃん会の対象児の拡充や地域ケアプラザでの多世代交流の充実などにより、仲間づくりや身近な相談の場づくりなど、子育て支援に一層取り組みます。

人と人とのつながりを実感でき、互いに支え合える地域づくりのため、自治会町内会活動を支援します。

都筑区の魅力や伝統芸能などに触れる機会の創出など、30周年の節目を区民とお祝いします。

- 主な事業**
- 0歳児地域育児教室（赤ちゃん会）
 - 区制30周年を契機とした子どもたちが学ぶ伝統芸能ワークショップ



赤ちゃん会の様子

2 活力とにぎわい、魅力あふれるまち

都筑区をホームタウンとする横浜ビー・コルセアーズ等との連携や、誰もが気軽に参加できる文化・スポーツイベントの実施、SNSを活用した商店街振興、ものづくり企業や都筑野菜の生産者等との連携に取り組みます。

「ドイツクリスマスマーケット in 都筑」や「都筑・ボツワナ交流児童画展」をはじめとした国際交流を継続し、多文化理解およびグローバル教育の推進を図ります。

- 主な事業** 都筑・ドイツ交流イベント事業



ドイツクリスマスマーケット in 都筑

3 花と緑にあふれ、豊かな環境を育むまち

区内の地域資源である公園や緑道などの整備や脱炭素化に資する取組をします。

公園愛護会などのごさまざまな主体と連携し緑化活動に取り組むとともに、子どもが花を育てるきっかけづくりなど、身近な自然に親しむ機会を広げます。

- 主な事業** 都筑区花いっぱい運動の推進



川和富士公園のネモフィラ

都筑区民文化センター「ボッシュホール」の整備

2023年6月にボッシュ株式会社とネーミングライツ契約を締結し、愛称が「ボッシュホール」に決定した「都筑区民文化センター」については、都筑区の新たな文化芸術の活動拠点として、開館に向けた準備を進めています。

また、開館を契機として、周辺地域の魅力向上や賑わいの創出にも取り組みます。

スケジュール（予定）

- 2024年9月：竣工・引渡し
- 2025年3月：開館



外観イメージ



ギャラリー・エントランスイメージ



リハーサル室イメージ



ホールイメージ

地区センター プレイルームの充実

仲町台地区センターおよび中川西地区センターにおいて、絵本やおもちゃ等を充実させ、いつでも気兼ねなく立ち寄れる親子の居場所づくりを進めます。



仲町台地区センター



中川西地区センター

市立小学校の建替え

平成30年度に建替対象校に選定された勝田小学校について、校舎複合施設であるコミュニティハウスおよび放課後キッズクラブの整備を進めます。



完成イメージ

スケジュール（予定）

- 令和6年度 新校舎使用開始
コミュニティハウス運用開始
解体工事（校舎等）
- 令和7年度 校庭整備工事

自治会町内会の新しい運営スタイルの創出

自治会町内会を対象に、多世代交流やデジタル化などさまざまなテーマでアドバイザー派遣や集合コンサルティング等を行います。

また、多様な活動団体との連携等を促すセミナーや発表会、情報発信を行うことで、自治会町内会の新しい運営スタイルを創出します。



キックオフセミナー



多世代交流の場づくり支援事例

自転車走行空間の整備

自転車・歩行者の安全を確保し、快適で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、区役所通り（すみれが丘～富士見が丘）の車道内に自転車走行空間の整備を令和6年度から順次行います。



整備イメージ

【問合せ】 企画調整係 電話：948-2227 FAX：948-2399

都筑区は、2024年11月6日に区制30周年を迎えます

令和5年度中から周年の機運醸成を図る取組を進めており、引き続き、区として各種記念事業を行うほか、地域・企業・団体等の皆さんが行う区制30周年をお祝いする行事や取組を積極的に支援します。多くの人に関わり、一体感を生み出していけるような取組を進めることで、区全体で区制30周年を盛り上げていきます。



都筑区制30周年記念特設サイト

地区連合自治会町内会長 各位

都筑区区政推進課長

令和 6 年度 都筑区主要事業等説明会について

日ごろから都筑区政の推進に御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、例年、4 月下旬以降に各地区連合自治会町内会の総会等の場をお借りして開催させていただいておりました「都筑区主要事業説明会」についてですが、令和 4 年度より、会議の効率化の観点から希望制という形式で実施させていただいております。

については、令和 6 年度の都筑区主要事業について、説明を希望される連合については、「別紙 主要事業説明会申込書」の提出をお願いいたします。

1 申込書（令和 6 年 5 月 7 日（火）締切）

各連合において職員からの説明を希望される場合には、「別紙 主要事業説明会申込書」に必要事項記入のうえ、メールまたは FAX にてご提出をお願いいたします。

2 提出先

広報相談係 青野

Mail : tz-kusei@city.yokohama.jp

FAX : 045-948-2228

担当

(①説明会に関すること) 広報相談係 青野

電話 045-948-2221 FAX 045-948-2228

(②事業の内容に関すること) 企画調整係 梁瀬

電話 045-948-2227 FAX 045-948-2399

E-mail (①②ともに) tz-kusei@city.yokohama.jp

主要事業説明会申込書

氏 名 _____

令和6年度の都筑区主要事業について、説明を希望される連合については、下記の記載事項をご記入のうえ、メール又はFAXによりご提出をお願いいたします。

開催希望日時	令和6年 月 日
場 所	
出席予定人数	
担当者様氏名	
連 絡 先	

担当 都筑区総務部区政推進課 青野

電 話 : 045-948-2221

F A X : 045-948-2228

Mail : tz-kusei@city.yokohama.jp

令和6年 九都県市一斉 自転車マナーアップ強化月間 横浜市実施要綱

目的

自転車の交通事故を防止する運動を市民総ぐるみで展開し、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて、自転車の交通事故防止の徹底を図ります。

期間

令和6年5月1日（水）～5月31日（金）の1か月間

スローガン

自転車も のれば車の なかまいり
ヘルメット かぶるだけでも 救える命



横浜市交通安全キャラクター
まもるくん

重点

- 1 自転車交通ルールの遵守とマナーの向上
- 2 自転車点検整備の促進と自転車損害賠償責任保険等の加入義務の周知徹底
- 3 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用努力義務の周知徹底

◆◆令和5年中の自転車関係事故発生状況◆◆

	全事故			自転車		
	件数 (件)	死者 (人)	負傷者 (人)	件数 (件)	死者 (人)	負傷者 (人)
横浜市	7,703	40	8,909	1,760	3	1,661
前年	7,492	38	8,483	1,734	4	1,653
前年比	211	2	426	26	-1	8
構成率				22.8%	7.5%	18.6%
神奈川県	21,870	115	25,644	5,443	12	5,192
前年	21,098	113	24,382	5,405	11	5,195
前年比	772	2	1,262	38	1	-3
構成率				24.9%	10.4%	20.2%

自転車安全利用五則

1. 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用



全ての自転車利用者には、ヘルメット着用努力義務が課せられています 道路交通法第63条の11

○自転車乗用中に交通事故で亡くなられた方の約6割が頭部に致命傷を負っています。頭部を保護する乗用ヘルメットを正しく着用することにより、交通事故の被害を軽減し、命を守りましょう。

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、それぞれの地域の実態に即した自転車のマナーアップを図る各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 関係機関・団体の職員等に、この運動についての周知を図ります。
- 3 各種会議、行事を通じて、この運動の趣旨を積極的に周知するとともに、広報紙（誌）・機関紙（誌）を発行するときは、自転車安全利用五則など交通ルールの遵守とマナーの向上を呼びかける記事の掲載に努めます。
- 4 自転車の損害賠償責任保険等加入・乗車用ヘルメット着用の周知啓発を推進します。

横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に即した交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体と連携を図り、運動を推進します（神奈川県交通安全対策協議会による自転車交通事故多発地域の指定）。また自転車とクルマの互いの思いやりを啓発する「思いやり SHARE THE ROAD 運動」を実施します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知徹底と広報啓発を推進します。
- 3 「神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知活動を推進します。

警察

- 1 信号無視、整備不良など危険性、迷惑性の高い運転などの指導取締りを強化します。
- 2 関係機関・団体と連携し、自転車の通行方法に関する周知を推進します。
- 3 参加・体験・実践型の交通安全教育等を積極的に推進します。
- 4 関係機関へ交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域等の実態に即した事故防止活動を推進します。
- 5 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

交通安全協会

- 1 キャンペーンやイベントなどの開催により、運動への参加・協力を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 はまっ子交通あんぜん教室による児童への安全教育のほか、高齢者などに対する自転車の安全教室を実施し、自転車のルール・マナーに関する知識を市民に幅広く周知します。

教育関係

- 1 交通安全教育の推進を図るとともに、校外指導の充実を図ります。
- 2 関係機関・団体と連携して、事例や教材等を活用した効果的な自転車の利用に関する指導の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用して、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。

地域

- 1 自転車の危険な運転を見かけたら、地域ぐるみで「ひとこえ」をかけ合いましょう。
- 2 日頃からブレーキや前照灯等の点検整備を励行しましょう。
- 3 万一の事故に備え、必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。
- 4 自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットを着用しましょう。

横浜市交通安全対策協議会
(事務局) 横浜市道路局道路政策推進課
電話045(671)2323

いろんなカタチでつながろう

交流サロン



この夏、都筑のお祭り 知ってみない？

2024.5.18 (土) 

10:00 ~ 12:00

会場：都筑区民活動センター

定員：15名 (都筑区・近隣区在住・在勤・在学の方優先)

参加料：無料

申込み：窓口、電話、電子申請から

概要

今回のゲストは...

仲町台商業振興会長

相澤淳也さん

すみれ夏祭り実行委員会

山岸夏彦さん、清水力さん

お祭り好きさん集まれ~!

今年の夏は、都筑のお祭りを一緒に盛り上げませんか？

都筑区で行われる夏祭りの紹介や、運営側のおはなし、お祭りボランティア

みなさんの好きなお祭りなど、気軽におはなししましょう♪

都筑区に越してきたばかりの方、もっと知りたい方もぜひ!

交流サロンって？

毎月開催している交流の場です。

様々な分野のテーマにそって
都筑で行われている活動を体験し

新しく出会った人や活動との
”つながり”を見つけるキッカケに
なってくると嬉しいです。

どなたでもお気軽にご参加ください♪

交流サロンの流れ

Step.1



申込みをして開催日時に
都筑区民活動センターへGo

Step.2



ゲストのお話や体験で
活動を知って学ぼう!

Step.3



みんなで自由におしゃべり!



好きなことや
やりたいこと
仲間が見つかるかも!

主催：都筑区民活動センター

☎ 045-948-2237 ✉ tz-katsudo@city.yokohama.jp

横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1

※この催しの様子は広報紙やホームページ、SNS等に掲載される場合があります。



電子申請はこちらから

自治会・町内会長 各位

令和 6 年度都筑区家庭防災員研修の実施及び地域防災活動支援事業制度について

令和 6 年度都筑区家庭防災員研修を次のとおり実施します。研修の受講者について、自治会及び町内会からの推薦により公募するほか、今年度も個人での応募をあわせて実施いたします。

なお、地域防災活動支援事業は、昨年度と同様に地域の皆様の自主活動を広く支援するために実施いたします。

1 令和 6 年度都筑区家庭防災員研修について

(1) 研修日時

※資料 1 を御参照ください。

(2) 研修受講者の要件

満 15 歳以上の都筑区在住の方であれば、どなたでも受講できます。

※過去に家庭防災員の研修を修了した方も受講できます。

(3) 募集方法

研修受講者を各会長が取りまとめ、資料 2 の様式に必要事項を記入し(希望者がいない場合は、同封の様式の希望者「無」に○印を記入)返信用封筒にて、都筑消防署 総務・予防課宛てに御返信ください。また、今年度から住所等のダブルチェックをするために受講者自身での手続きが必要となります。各会長から同封の添付資料 3-1、2、3 を受講希望者にお渡しください。

※昨年同様に、自治会・町内会からの推薦を受けていない方も、本人の希望での応募が可能です。

(4) 研修募集人数

ア 各自治会・町内会からの推薦は原則 2 名までとし、全体で 50 名とします。

(都合により 2 名を超える場合は、事前に担当者に御相談ください。)

イ 個人での応募については、先着順で 40 名までとします。

(5) 提出期限及び入力期限について

ア 推薦名簿の提出期限

令和6年5月23日(木)までに、都筑消防署総務・予防課予防係あて御返信ください。
なお、受講者による電子申請システム又は申込書での登録も上記日程までに実施してください。

イ 個人での応募締め切り

令和6年5月23日(木)までに、電子申請システム又は指定の申込書にて、お申込みをお願いします。また、申し込み用紙は都筑消防署ホームページからダウンロードしていただくか、消防署受付にてお渡しいたします。

なお、定員になり次第締め切らせていただきます。

(6) その他

研修内容については、6月下旬頃にメール又は郵送にてお知らせいたします。

(7) 同封書類

- ア 家庭防災員研修の御案内(回覧用見本)【資料1-1】
- イ 家庭防災員研修の御案内(掲示板用見本)【資料1-2】
- ウ 家庭防災員研修受講(推薦)者名簿(令和6年度)【資料2】
- エ 家庭防災員研修の御案内(受講者用)【資料3-1】 …2部
- オ 参加者用資料(二次元コード)【資料3-2】 …2部
- カ 令和6年度 家庭防災員研修 受講申込書【資料3-3】 …2部
- キ 電子申請システム入力見本
- ク 返信用封筒(切手付き)

2 令和6年度地域防災活動支援事業について

この事業は、家庭防災員の方をはじめ、地域の皆様や消防署も企画等に関わり、これまでの活動をさらに発展させ、自助から共助について、広く多くの方々に学んでいただくことを目的としています。お申込み、ご相談等ありましたら、令和6年9月30日(月)までに、下記記載の**都筑消防署 総務・予防課予防係**までご連絡ください。

※参考例

目的	内容
防災意識の向上	防災講演会 等 ※講演会での講師派遣費用の支出
防災訓練の実施	DIG HUG 訓練 等 ※実施に際し必要となる文具類の購入費用の支出

お問合せ
都筑消防署 総務・予防課 予防係
担当：田中・川波
TEL・FAX 045-945-0119

令和6年度 家庭防災員研修のご案内

1 家庭防災員研修について

今後発生が危惧される、大規模災害による被害を軽減するためには、「自助」とともに「共助」の重要性が高まっています。この研修は、その知識や技術を身につけていただくことができる内容となっています。

2 研修内容

区分	内容	会場
防火研修	火災時の消火要領、避難要領	横浜市民 防災センター
地震研修	地震の知識や対応方法	
災害図上研修 風水害研修	地図上(ハザードマップ)から読み取れる情報等から、 様々な災害に応じた防災対策を検討する訓練	
救急研修	救急処置要領(AEDを使用した心肺蘇生法など)	都筑消防署

3 研修日程

区分	日時		会場
①防災講演会	令和6年7月 3日(水)	14時00分~16時00分	都筑公会堂
②防火・防災・ 災害図上・風水害研修	令和6年7月12日(金)	9時30分~11時30分	横浜市民 防災センター
	令和6年7月13日(土)	9時30分~11時30分	
③救急研修	令和6年10月4日(金)	9時00分~10時00分	都筑消防署
	令和6年10月4日(金)	10時30分~11時30分	
	令和6年10月5日(土)	9時00分~10時00分	
	令和6年10月5日(土)	10時30分~11時30分	

※区分①②③についてはそれぞれ1回、全3回実施予定です。

※①は受講できる方のみ、②、③は受講必須になります。

※①の内容については別添資料を参照してください。

4 受講対象者

受講対象者は都筑区在住での満15歳以上の方で、下記のいずれかの方

- ・自治会、町内会から推薦を受けた方
- ・個人で研修の希望をされた方

5 申込方法

(1) 自治会・町内会から推薦を受ける方

・**自治会・町内会長**→推薦する方の必要事項を資料2に記入の上、消防署宛てに FAX 又は同封の返信用封筒にてご返信お願いいたします。

・**推薦を受けた受講希望者**→下記の①②のいずれかの方法でお手続きをお願いします。



①電子申請でのお手続き

5月23日までに横浜市電子申請システムから受講登録をお願いいたします。

下記の二次元コードを読み込んでいただくか、下記 URL をパソコンなどで入力していただき、該当のホームページから受講登録をお願いします。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/18336e90-5ca0-4897-bfd6-bd33e73f9823/start>



②受講申込書でのお手続き

各自治会・町内会長から配布されている【令和6年度 家庭防災員研修 受講申込書】に必要事項をご記入していただき、5月23日(必着)までに消防署宛に FAX 又は郵送でお手続きをお願いします。

(2) 個人で研修を希望される方

以下の①②のいずれかの方法で消防署にお申込みください。



①電子申請でのお申込み

5月23日までに横浜市電子申請システムから受講登録をお願いいたします。

下記の二次元コードを読み込んでいただくか、下記 URL をパソコンなどで入力していただき、該当のホームページから受講登録をお願いします。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/18336e90-5ca0-4897-bfd6-bd33e73f9823/start>



②受講申込書でのお申込み

下記のホームページから書式をダウンロードして頂くか、都筑消防署受付で配布しております
受講申込書に必要事項をご記入していただきお申込みください。

「〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央 32-1
都筑消防署 総務・予防課 家庭防災員研修担当宛」

5月23日(必着)までにFAX、郵送又は直接窓口までお申込みください。

家庭防災員研修申請書ダウンロードホームページ

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/18336e90-5ca0-4897-bfd6-bd33e73f9823/start>

FAX 番号 : 045-945-0119

※送信時は番号の確認をお願いいたします。

なお、定員に達し次第締め切りとさせていただきます。

6 その他

- (1) 研修に参加される際は、公共交通機関のご利用をお願いします。
- (2) 指定の申込書は、都筑消防署ホームページからダウンロードまたは都筑消防署受付にて配布しております。
- (3) 研修受講希望者の皆さんには、6月下旬までに消防署から研修の詳細をメール又は郵送にてお知らせいたします。

令和6年度都筑区

家庭防災員研修を 開催します

この研修は、今後発生が危惧される大規模災害による被害を軽減するための「自助」とともに「共助」の知識や技術を身につけていただくことができる内容となっています。※無料

受講対象者

受講対象者は都筑区在住での満15歳以上の方

申込方法

個人からの応募又は自治会・町内会からの推薦
(詳細は下記消防署にお問合せいただくかホームページをご覧ください。)

研修内容

区分	日時	会場
防災講演会	令和6年7月3日(水)	都筑公会堂
防火/防災/ 災害図上/風水害	令和6年7月12日(金)	横浜市民 防災センター
	令和6年7月13日(土)	
救急	令和6年10月4日(金)	都筑消防署
	令和6年10月5日(土)	



能登半島地震写真

詳しくは

都筑消防署総務・予防課予防係 家庭防災員担当者まで

☎ 045-945-0119

都筑消防署 家庭防災員研修

検索



自治会・町内会長様ご記入用

令和 6 年 月 日

都 筑 消 防 署 長

 自治会・町内会名 _____
 会 長 名 _____
 電 話 _____

家庭防災員研修受講(推薦)者名簿 (令和 6 年度)

※ 希望者がいない場合は「無」に○印をつけてご返信ください。

右記に○を付けてください	希望者 有 (下記に氏名等を記入願います)	希望者 無
--------------	--------------------------	-------



【推薦者 1】

フリガナ	
氏 名	
住 所	〒 2 2 4 - 都 筑 区
電 話 番 号	ご 自 宅 () 日中のご連絡先 ()

【推薦者 2】

フリガナ	
氏 名	
住 所	〒 2 2 4 - 都 筑 区
電 話 番 号	ご 自 宅 () 日中のご連絡先 ()

※上記に記載された個人情報は、家庭防災員研修以外には、使用いたしません。

◎留意事項

- ・満15歳以上の都筑区内在住の方であれば、どなたでも受講できます。
- ・氏名は修了証に記載されますので、楷書で正確に御記入ください。
- ・住所は棟室番号（マンション等の場合）まで御記入ください。
- ・令和 6 年 5 月 23 日 (必着) までに、同封の返信用封筒にて御返信ください。
- ・その他、御不明な点は下記までお問い合わせください。

 都筑消防署 総務・予防課 予防係
 電話・FAX：945-0119

令和6年度 家庭防災員研修のご案内

1 家庭防災員研修について

今後発生が危惧される、大規模災害による被害を軽減するためには、「自助」とともに「共助」の重要性が高まっています。この研修は、その知識や技術を身につけていただくことができる内容となっています。

2 研修内容

区分	内容	会場
防火研修	火災時の消火要領、避難要領	横浜市防災センター
地震研修	地震の知識や対応方法	
災害図上研修 風水害研修	地図上(ハザードマップ)から読み取れる情報等から、 様々な災害に応じた防災対策を検討する訓練	
救急研修	救急処置要領(AEDを使用した心肺蘇生法など)	都筑消防署

3 研修日程

区分	日時		会場
①防災講演会	令和6年7月4日(木)	14時00分~16時00分	都筑区公会堂
②防火・防災・ 災害図上・風水害研修	令和6年7月12日(金)	9時00分~11時30分	横浜市民 防災センター
	令和6年7月13日(土)	9時00分~11時30分	
③救急研修	令和6年10月4日(金)	9時00分~10時00分	都筑消防署
	令和6年10月4日(金)	10時30分~11時30分	
	令和6年10月5日(土)	9時00分~10時00分	
	令和6年10月5日(土)	10時30分~11時30分	

※区分①②③についてはそれぞれ1回、全3回実施予定です。

※①は受講できる方のみ、②、③は受講必須になります。

※①の内容については会長宛ての回覧用【資料1】に添付された、別添資料を参照してください。

4 受講対象者

受講対象者は満15歳以上の都筑区民の方で次のいずれかの方々

- ・自治会、町内会から推薦を受けた方
- ・個人で研修の希望をされた方

参加者用資料

資料3-2

家庭防災員研修受講希望者は
下記の手順で手続きをお願いします。

スマートフォンやタブレットパ
ソコンなどの端末がある方



いいえ



はい

下記二次元コードから登録をお願い
いたします。
※都筑消防署のホームページからも
登録手続きをご案内しております。



登録できない



資料3-3を御記入の上、5
月23日までに消防署に
FAX及び郵送で手続きをお
願いいたします。



登録できた

登録が完了しましたら、6月下旬頃
に研修のご案内がメール又は郵送で
送付されます。

令和6年度 家庭防災員研修 受講申込書

申込方法

必要事項をご記入していただき、下記担当へ郵送又はFAXにて、5月23日(必着)までにお申込みください。

※電子申請システムで申請された方は、こちらの書類へのご記入は不要です。

〒224-0032 都筑消防署 総務・予防課 家庭防災研修員担当宛

【FAX】045-945-0119 ※送信時は番号を確認してください。

ふりがな		住所	〒224- 都筑区
氏名			
自治会町内会名		電話番号	
同意事項(任意) <input type="checkbox"/> にチェック	<input type="checkbox"/> 申込用紙に記載した内容が、お住まいの自治会町内会へ提供されることについて、同意します。 ※同意いただいた場合は、自治会町内会の活動に関して、自治会・町内会から連絡がある場合があります。		

※ 下記①は7月3日のみ実施、②③にあつてはご希望の日程のチェック欄にシ点を記入してください。

※ ①は受講可能な方のみシ点をいれてください。②③は受講必須になります。受講可能な時間を選択してください。

防災講演会		
チェック	日時	会場
① <input type="checkbox"/>	7月3日(水) 14:30~16:00	都筑公会堂 都筑区茅ヶ崎中央32-1

防火・防災・災害図上・風水害研修		
チェック	日時	会場
② <input type="checkbox"/>	7月12日(金) 9:30~12:00	横浜市民防災センター 神奈川区沢渡4-7
<input type="checkbox"/>	7月13日(土) 9:30~12:00	

救急研修		
チェック	日時	会場
③ <input type="checkbox"/>	10月4日(金) 9:00~10:00	都筑消防署 都筑区茅ヶ崎中央 32-1
	10月4日(金) 10:30~11:30	
	10月5日(土) 9:00~10:00	
	10月5日(土) 10:30~11:30	

都筑消防団入団促進キャンペーンの実施について（情報提供）

都筑消防団は、「自らのまちは自ら守る」ことを基本理念とし、区民の皆様の安全と安心を守るために活動しています。

能登半島地震を教訓として、消防団活動体制の更なる強化を図るため、消防団への入団促進に次のとおり取り組みますのでご理解ご協力をお願いします。

なお、今年度は、関係法令に基づいて消防団長等の改選を行い、新たな消防団長等が着任しましたので合わせて情報提供します。

1 取組概要

「都筑消防団入団促進キャンペーン」を実施し、消防団と消防署が合同で入団促進に係る取組を強化します。

2 キャンペーン期間

- (1) 令和 6 年 5 月 17 日（金）から 5 月 31 日（金）まで
- (2) 令和 6 年 10 月 9 日（水）から 10 月 31 日（木）まで

3 取組内容

期間中を中心に、消防職員及び消防団員が次の取組を実施します。

- (1) 消防団員募集チラシのポスティング
- (2) 消防車両等による巡回広報活動

4 場 所

都筑区全域

5 その他

消防団員募集チラシのポスティングは、必ず制服又は活動服を着用して実施します。

担当：都筑消防署総務・予防課
消防団係 中村
電話：045-945-0119

1 消防団長の任命について

(新) 団長	着任のコメント
<p>かくだ たか お 角田 隆雄</p>	<p>地震を含むあらゆる災害に適切に対処し、関係機関と連携して区民の皆様の安全と安心を守ってまいります。</p>

2 各分団長の任命について

分団名	(新) 分団長	受持ち区域
<p>第一分団</p>	<p>のぶた たつお 信田 辰夫</p>	<p>池辺町、川和町、川和台、見花山、富士見が丘、葛が谷、高山、二の丸、佐江戸町、加賀原一・二丁目</p>
<p>第二分団</p>	<p>しろた ともあき 城田 朝成</p>	<p>東方町、長坂、平台、桜並木、大熊町、仲町台一～五丁目、川向町、折本町</p>
<p>第三分団</p>	<p>いのうえ たかし 井上 隆志</p>	<p>勝田町、勝田南一・二丁目、茅ヶ崎町、茅ヶ崎南一～五丁目、茅ヶ崎中央、茅ヶ崎東一～五丁目、荏田東町、荏田東一～四丁目、大丸、荏田南町、荏田南一～五丁目</p>
<p>第四分団</p>	<p>たかはし まさお 高橋 正雄</p>	<p>南山田町、南山田一～三丁目、北山田一～七丁目、すみれが丘、東山田町、東山田一～四丁目、早渕一～三丁目、新栄町</p>
<p>第五分団</p>	<p>そうかわ しょうご 寒川 正吾</p>	<p>中川一～八丁目、中川中央一～二丁目、あゆみが丘、牛久保町、牛久保一～三丁目、牛久保西一～四丁目、牛久保東一～三丁目、大圃町、大圃西</p>



119情報

区連会 4月定例会説明資料
令和6年4月19日
都 筑 消 防 署

■ 区内の火災状況

都筑消防署

区分 / 年別		令和6年		令和5年		累計前年比 増△減
		3月	累計	3月	累計	
火災件数 (件)		3	4	1	9	△5
火災種別	建物火災 (件)	2	3	1	3	0
	車両火災 (件)	1	1	0	2	△1
	その他の火災 (件)	0	0	0	4	△4
焼損面積 (㎡)		0	0	0	94	△94
死者 (人)		0	0	0	0	0

【3月中 3件】

3月3日(日) 牛久保西 建物火災
 3月10日(日) 池辺町 車両火災
 3月31日(日) 川和町 建物火災

■ 区内の救急状況

救急車を呼ぶか迷ったら#7119



区分 / 年別		令和6年		令和5年		累計前年比 増△減
		3月	累計	3月	累計	
救急件数 (件)		868	2,728	804	2,535	193
救急種別	急病 (件)	581	1,936	538	1,795	141
	交通事故 (件)	43	136	56	130	6
	一般負傷 (件)	180	496	147	444	52
	その他 (件)	64	160	63	166	△6

※ 令和5年の数値は速報値のため、変更になる場合があります。

2024年度 全国統一防火標語が決定しました！

消防庁では、1965年から防火意識の高揚を目的に、全国統一防火標語による啓発活動を毎年行っています。

2024年度 全国統一防火標語

「守りたい 未来があるから 火の用心」

今年度はこの標語を活用し、1年間火災予防の啓発活動を行っていきます。



住宅用火災警報器は10年を目安に

点検 交換 をしましょう!!

詳しい点検方法やご案内は
都筑消防署
 までお問合せください
☎045-945-0119
 都筑消防署・都筑消防団・都筑火災予防協会

「よこはま防災 e パーク」のお知らせ

防災のことを学びたいけど…



そんな方には・・・

時間や場所にとらわれることなく、動画等により防災を学べるウェブサイト

「よこはま防災 e パーク」がオススメです！

火災・地震・風水害など、いざという時に役立つ動画コンテンツ等を掲載しています！！

学習方法は・・・

ウェブサイト上から学習できます。



よこはま防災 e パーク



内容は・・・

「一般」、「子ども」、「地域防災」、「事業所」の4つのコースから御自身にあったコースを選択し、動画や確認テストを中心に学習することができます。

「子ども」コースから「ポケモンぼうさいきょうしつクイズ」に挑戦することもできます。

なるほど！



「体験を希望」される方は・・・

一般コース終了後、横浜市民防災センター（横浜市神奈川区沢渡 4-7）で実施する体験の予約がよこはま防災 e パーク内からできます。※主な内容：消火器の取扱い方法、AED の取扱い方法、水災害体験 など

いつでも・どこでも・身近に防災を学ぼう！

都筑消防署総務・予防課予防係 ☎ 045-945-0119